

平成26年海津市議会第3回定例会

◎議事日程（第2号）

平成26年9月9日（火曜日）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員（15名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	伊藤誠君	14番	永田武秀君
15番	川瀬厚美君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部次長 （施設担当）	岡田健治君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡邊良光君

総務部長 企画財政課長	白 木 法 久 君	市民環境部長	鈴 木 照 実 君
健康福祉部長	木 村 元 康 君	健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	伊 藤 裕 康 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	丹 羽 功 君
危機管理局 危機管理監兼 監察室長	三 木 孝 典 君	教育委員会 事務局 会長	服 部 尚 美 君
教育委員会 事務局次長 (施設担当)	菱 田 昭 君	会計管理者	馬 場 司 郎 君
監査委員事務局 併公平委員会 事務局書記長	徳 永 廣 徳 君	農業委員会 事務局 会長	石 原 八十司 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君	総務部税務課長	長谷川 誠 君
建設水道部 上下水道課長	中 島 哲 之 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青 木 彰	議会事務局 議会総務課長兼 議会調査係長	古 川 和 典
議会事務局 議会総務係 課長	水 谷 理 恵		

◎開議宣告

○議長（川瀬厚美君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（川瀬厚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11番 服部寿君、12番 水谷武博君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（川瀬厚美君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者、答弁者は、自席にてお願いいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（川瀬厚美君） 最初に、7番 六鹿正規君の質問を許可します。

六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私は、今回、2点の質問をさせていただきます。1点目は、税の滞納と予算の無駄遣いについて、2点目は、駒野工業団地はどうなるのかということについて質問させていただきます。いずれも質問相手は市長になっておりますので、よろしくお願いいたします。

「税金は、福祉や教育など私たちの暮らしを支える大切な財源です。税金の滞納は、この財源が損なわれるだけではなく、滞納整理に多額の費用がかかるため、市にとって大きな負担となります。また、滞納は納期内納税者との公平性を欠く行為でもあることから、決して許されることではありません。そのため、大多数の納期内納税者との公平性を保つため、市では厳しい姿勢で滞納処分を行っています」と「市報かいづ」で書かれていました。

悪質と思われる滞納に関しては厳しい対応をすべきと思います。しかし、紙面の中で大きく「滞納は許しません！」と書かれていました。私は、この見出しを見て怒りを感じました。

市長、あなたはこの「市報かいづ」を読まれて何を思われたのですか、それとも何も感じなかったのか、お尋ねします。

そして、皆様に納めていただいた税と国・県からの交付税、補助金、負担金などで海津市の予算が組み立てられています。

市長、あなたがいつも話されるように、海津市の財政は厳しい状況であると思います。私は、市民の皆様に納めていただいた税金を一円たりとも無駄にしてはいけないと思います。しかし、最近、無駄遣いではないかと思われることが目立つような気がいたします。そんな気がするの私だけでしょうか。市長はどのように感じておられるのか、お尋ねをします。

次に、駒野工業団地についてお尋ねします。

県の土地開発公社が開発許可前に造成用残土を持ち込んだのは都市計画法違反だと岐阜検察庁に告発され、また正式に受理されたと聞きました。

告発状が正式に受理される前の市長の見解は、「検察庁には良識的な判断を期待する」と述べ、都市計画法違反には当たらないとの見解を示されました。

市長、検察庁が良識的な判断をされ、正式に告発状を受理された今、あなたの見解は変わっていないのですか。また、耕作放棄地となってしまった庭田はどうなるのか。

土地開発公社が都市計画法違反となった場合、駒野工業団地はどうなるのか。海津市に金銭の負担が生じないのか、海津市に責任はあるのか、お尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の１点目の、税の滞納と予算の無駄遣いについての御質問にお答えします。

税金の滞納は、大多数の納期内納税者との公平性を損なうばかりか、海津市民の福祉や教育、生活を支える大切な財源であり、決して許されることではありません。

憲法では国民の義務の条文はわずかに３つしかございませんが、その一つが納税の義務でございます。納税の義務というものは極めて重要なものということで、徴収対策室の設置や職員の徴収能力の向上に向けた岐阜県税務課への派遣など、市税の収納率のアップに関しては関心と意欲を持って取り組んできたところであります。

８月発行の「市報かいづ」につきましては、納期限までに納付できないことが判明した時点での納税相談をしていただければ、深刻な状態に陥る前に解決できるのではないかと思います。思いを込めて掲載をさせていただきましたので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、予算の無駄遣いにつきましては、海津市に限らず地方公共団体の予算は、地方自治法第２条で定められていますように、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあり、本市におきましても、現下の厳しい財

政環境及び財政状態を十分に認識した上で、事業の必要性や効果、将来の影響を見据え、無駄なく実効性の高い施策を選択して予算を計上し、議会で御審議賜ってお認めをいただき、予算執行しているものでございます。

次に、2点目の駒野工業団地はどうなるのかの御質問にお答えします。

駒野工業団地開発事業が当初計画からは大幅におくれ、市民の皆様に御心配をおかけしていることを心よりおわびを申し上げます。

これまでも何度も申し上げましたように、本事業を中止することは考えておりません。平成32年度に東海環状自動車道が全線開通し、海津市にスマートインターチェンジが設置されれば、市内に優良企業の進出も期待でき、これらがきっかけとなり、まちには若者があふれ、豊かで活気に満ちた海津市となる夢を描いております。この夢を実現させるために、その受け皿となる駒野工業団地開発事業を何としても成功させたいという強い決意を持って今後も進めてまいります。

検察庁が良識的判断をされ、正式に告発状を受理された今、あなたの見解は変わっていないのですかの質問にお答えします。

六鹿議員が申されるように、一部市民の方が駒野工業団地予定地に開発許可を得ずに土砂を搬入したのは違法として、県土地開発公社に対して都市計画法違反容疑の告発を岐阜地方検察庁にされており、受理したと検察庁より連絡を受けております。市といたしましては、早急に結論を出していただけるよう検察官に直接お願いをさせていただいており、資料収集についても積極的に協力させていただいております。私の見解は、告発が受理された前と何ら変わっておらず、都市計画法違反に当たらないと今でも思っております。

次に、耕作放棄地となってしまった庭田はどうなるのかの質問にお答えします。

冒頭で申し上げましたように、何としても成功させたいという強い決意を持って今後も進めてまいります。そのためにも、庭田地区の土地を買収し、事業を進めていく必要があります。事業がおくれ、庭田地区の地権者の皆様に大変御心配、御迷惑をおかけしておりますことを申しわけなく思っております。

岐阜県土地開発公社は、事前に許可権者である西濃建築事務所に相談し、法的に問題がないことを確認した上で土砂を搬入しており、また新聞報道等で御存じのとおり、県議会本会議において法的に問題はないと県都市建築部長が答弁しており、都市計画法違反ではないと信じております。

土地開発公社が都市計画法違反となった場合、駒野工業団地はどうなるのか、海津市に金銭の負担が生じないのか、海津市に責任はあるのかの質問については、御回答できる段階ではございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 滞納の件で再質問させていただきます。

私も国民の義務だと、納税はそう思っております。しかし、残念ながら、義務を一旦果たすことができない境遇といたしますか、環境といたしますか、そういった場合に置かれる方もお見えかと存じます。確かに滞納される前に相談に来なさいよというのは、これは今行政の問題ですね。しかし、私がこの紙面を見て、悪質と書いてあれば、さほど皆さんも思わないと思うんですよ。悪質な滞納は許しませんよ、差し押さえますよ、こうであればいいんですけども、私は、このただ「滞納は許しません!」。それぞれに理由があるんですよ。しかし、行政はそんな理由は聞いちゃいないと。とにかく、納めよと、そういった姿勢だと私は感じます。ですから、私は怒りを覚えた。やはりそういった場合にも、それぞれの相談を受けるというよりも、こちらから外へ出るという姿勢が、私は行政にはこれから最も大事、そうなるんじゃないかなと思います。

市長は言われました、相談に来いと。じゃあ、これからバスの見直し、車に乗れない方、バスに乗ってその相談に来るのか。相談が終わったら、じゃあ、またバスを何時間も待ちます。そうじゃなくして、やはりその滞納のそういった状況を判断して、行政から表へ出るような形を私はとるべきではないかと、そういったことを私は思います。そういった工夫もなさらずに、税金は納めるのは国民の義務だ、納めよと、そういったやり方に私は憤りを感じます。ですから、この簡単に「滞納は許しません!」という、この記事に対して二、三の人に伺いました。ちょっと厳しいですねという御意見もいただいております。全く納める気持ちがある市民が、たまたま納めることができなくなった。お互いに、今回は納めよう。ここに予定しておった金額が何か急に要ることによって動かざるを得ない、そういったことは生じると思うんですよ。

市長、あなた方はみんなサラリーマンです。滞納はないはずですが。しかし、商売屋さん、お年寄り、いろんな方が見えるんですよ。そういった人のことをもう少し考えるべきやと思うんですよ。

どこの職員に聞いても言います、納税は国民の義務だ、払うのは当然だ。しかし、払いたくても払えない方がお見えになることを私は十二分に行政としては承知して、相談に来いではなく、こちらから相談に伺うという姿勢を私はとるべきだと思います。そうは思いませんか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 六鹿議員も御自分で言うておられますが、義務であると、そのことは

御理解いただけますね。

先ほども答弁いたしましたように、決してそういう意味ではなくて、どのような状態になったときは御相談に来ていただければその中で解決していこうと、そのお願いをしているわけでごさいます、6番目に御相談に来ていただきたいと、紙面にも記入しております。ぜひその点で御理解を賜りたい、このように思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） これ、督促を出しますよね。私は、こういったものを出される前に、滞納というものが発覚しておるのであれば、納められていないというのがわかった時点でこちらからお尋ねする、こちらから伺うという姿勢が私は大事じゃないかと申しておるんですよ。相談に來い、相談に來い、そうじゃなくして、督促状を出す前に、こちらから一歩も二歩も踏み込んで市民の方のお話を聞くというのが、私はとても大事なことはないのか。

これから大勢の弱者が、恐らく私どもも順番順番に高齢になっていきます。車に乗れないようなことも起きるでしょう。そういった方々に対して、こういった書き方じゃなくて、相談に來いじゃなくして、こちらから出向きますという顔の見える行政を、私は市民に対してもっともっとやるのがベターだと思います。

ですから、言うように、税金を納めるのは国民の義務です。市民の環境を整える、そういった意味でも大切な財源でございます。ですから、私はそういったものに対してもっともっと行政のほうから出向くということが大事だということを、この点についてお話をさせていただきました。

続いて、予算が認められておるから大丈夫だと、私どもは無駄遣いはしていないと、議会で通ったから大丈夫なんだと。しかし、私は、3月定例会で公用車についてお尋ねしました。クラウンのハイブリッドを買うのに600何万という予算が要る。それだからというわけではないと言われるかもしれませんが、老人会の活動費を51万削減したと。それだからという意味じゃないとは思いますが。しかし、現実にはその活動費51万削減して、クラウンのハイブリッドの予算に充てた、生み出した。これに対して私は、財政難だから、財政難、財政難と言うておる市長のやるべきことじゃないと、私は予算に大反対をしました。しかし、賛成多数で、これは可決されました。

市長にはマークX、もう一台があるでしょう。そうしたら、あれは副市長の車ですと。冗談じゃないですよ。副市長の車ですと言うのであれば、夜の宴会の席にあなたが乗っておるじゃないですか。私がお聞きするには、市内はマークX、市外はクラウン、何かそんな使い方もしてみえるという話も聞きました。

私どものこの海津市の財政状況は、あなたが一番よく御存じなんです。あなたみずからが

切り詰めた対応をしなくては、誰が切り詰めるんですか。市長がこんなことをやったら、俺たちもいいんじゃないか、私たちもいいわ。いつも言います、トップがまず身を削ることからなんです。市内はマークX、市外はクラウンです。この私の存じる限り、この近辺の首長が2台持っておるということは、私ちょっと存じませんが、もし2台持っておるところがあったら教えてください。

それともう1点、先日も交通安全で街頭指導をやっておりました。その中で私ども平田町の西島の子どもたちの送迎のバス、これは新しくなりました。子どもたちを送迎するのに大変ありがたいことだなあと、御父兄も私どもも喜んでおります。しかし、私は、これは買いかえたと思っておったんですよ、買いかえだと。私の勉強不足かもしれませんが、バスを買いかえたんだと思ったんです。しかし、お聞きしたら、この本庁に置いてあるんですよ、こちらで使うように。これは明らかに公用車が1台ふえただけなんです。これではね、厳しい厳しいと言ったって皆さん納得しませんよ。

けさほどもお聞きしたら、車の取り扱いなんですよ、要るんですよ、車が。私、びっくりしましたよ。なぜ役所だけが、皆さんを取り巻く環境を100点満点にしたがるのか。なぜ市民には多くの負担をお願いして、なぜ役所だけが車が足らんから使うんですよ、こんなことをなさるんですか。これ1点とっても私は無駄遣いではないかと、そんなような気がしましたけど、どう思われますか。

○議長（川瀬厚美君） 総務部次長兼総務課長 渡邊良光君。

○総務部次長兼総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（渡邊良光君） 先ほど六鹿議員からの御質問の市長車の購入と、それから西島、蛇池の通学バスの関係についてお答えをいたしたいと思います。

まず、以前まで使用しておりましたトヨタのセルシオでございますけれども、購入から17年を経過しておりました。走行距離が13万キロ弱ということで、排気量も4リッター近いということでありますことから、老朽化と経済性を勘案いたしまして、今年度、市長車の更新予算を当初予算で計上させていただきまして、御理解をいただいたところでございます。

更新に当たりましてですが、車種の検討をいたしまして、県内の市や近隣の町等の首長さんの公用車の調査をいたしましたところ、セルシオとかクラウン、エスティマといった車種で、また新しく購入された車両はハイブリッド仕様が多く導入されておりました。そういった関係で、近隣市町の状況を踏まえまして、前市長車でありますセルシオより経済的で、安全面でもすぐれたトヨタのクラウンのほうを採用することとして、低燃費の環境に配慮したハイブリッド車というのを購入させていただいたところでございます。

それから、2点目の平田の西島、蛇池の通学バスの車でございますけれども、18年間使用しておりました。距離数としては通学のときだけということで12万キロほどでございました。

が、故障がたびたび起こるということで、頻繁に発生しておった関係で買いかえという形をとらせていただきました。ただし、車検が若干まだ残っておりますので、すぐに廃車をするのはもったいないということもございまして、廃車までの間、こちらのほうで利用できたら使っていこうということで、基本的には買いかえということでございます。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7 番（六鹿正規君） 課長、先ほどのセルシオがどうのこうのという話は、私はしていないんですよ。マークⅩがあるのに新たな公用車、私、その問題を話しておるんですよ。あなたが答弁することやない、これは。

副市長の車だと言いながら、夜の会合には乗っておるんですよ、市長は。副市長は御自分の車で来る。だから、それは当てはまらないし、市長みずからが財政難ということを皆さんに大きな声で訴えてみえる、その市長がなぜ御自分が乗る車が2台も要するのか、これが無駄遣いではないのかと私は話しておるんですよ。時間が無駄になりますから、課長、おかしな答弁をせんでくださいよ。私はその点を聞いておるんですよ。

だから、財政難であれば、一つの車を共用してもいい、副市長と市長が共用してもいい、それぐらいの姿勢でこの厳しい財政状況に立ち向かわな、海津市はどうなっていくのかと、そんなことも考えられました。

ですから、私は、この近辺に首長が2台公用車を持っておる、御自分がほぼ専用に乘れる車を持ってみえる自治体があるのか。私は聞いたことがない。もし、あるのであれば、きょうのことは調べるのがもうできませんから、後日で結構でございます。もし、そういった自治体があるのであればお聞かせ願いたい。

私は何遍も言うように、なぜ財政状況が厳しい折に、そこなんですよ。豊かなら、別にいいんですよ、何に乗ろうが。市民の皆さんも納得します。そういった中で、私はやるべきことじゃなかったんじゃないか。それに対して、議会が通っておるから、予算を認めてもらったから執行しただけだと。しかし、それが無駄遣いという声もあちこちで聞こえてきますよ、その点についてはどう思いますか。

○議長（川瀬厚美君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほど来、市長車としていろんな形で公用車を2台使っておるのでないかということでございますが、私、就任させていただきまして、それ以前からマークⅡがございました。そういったことで、今、一応私の管轄する車両ということでマークⅡは使わせていただいています。いろんな会議とかに出かけるときには、職員のほうが運転をしてくれて出かけるようなわけでございます。

先ほど六鹿議員がおっしゃいましたように、市長も使うのじゃないかということでございますが、私、24時間車を使っておるわけじゃございません。当然あいたときもございまして、そういったときには取り回しがいい車ということで、それは使っていて結構だということで、市長も市内に出かけるときに使うというケースでございまして、よろしくお願いいたします。

それと1点でございしますが、まことに申しわけございません。先ほどおっしゃいました、老人クラブの補助金を削減して、その財源にして公用車を購入したということでございますが、少し誤解があるようでございまして、少し訂正をしていただきたいと思います。実際に、この種の一般会計でございしますが、150億ほどの予算を組みまして、その中で割り振りをさせていただいて予算を執行させていただいております。その部分を削って公用車の購入に、財源を充てたということは適切な表現ではないというふうに判断をいたしますので、よろしくお願いいたします。どうですか、その辺は。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） だから、私は恐らくそう来るだろうと思って、私の質問、もう一回聞き直してください。「そうではないとは思いますがけれども」と言うたはずですよ。そう言うたはずですよ、たしか。必ずそういったふうな切り返しで来るとあって、「そうではないとは思いますがけれども」という質問をさせていただきました。だから、私は何も訂正する必要はございません。事前に「そうではないとは思いますがけれども」と、もう一回よく、後日で結構でございまして。テープを起こして、よく聞いていただきたいと思います。

それよりも、だから、今までなら、例えば先日もセルシオをオークションに出したとか、そういった話もありました。車検まで使うのもいいんですけども、やはりいろんなことを考えて、そういった処分の仕方もあるのではないかと。

例えば、じゃあ今、車検のあるうち使っておる。じゃあ、その車に十二分にみんなが頼っておったのであれば、またそれがなくなったら、じゃあかわりの車と考えるでしょう。それが人間なんです。あるうち十二分に使っておったのであれば、その車が車検でもう廃車になったと。じゃあ、それにかわる車が欲しいねと、そうなってくると思うんですよ。ですから、私はこの問題についてはもう言いませんけれども、ただ財政状況が厳しい折、もう少し考えた運営をしていただきたいと思います、そんなふうにも思います。

それと次に……。

〔発言する者あり〕

○7番（六鹿正規君） いや、時間がございませんから、この問題はもういいです。いやいや、私、これからまだするんですから。

じゃあ、質問の時間、どうします、延長します。

○議長（川瀬厚美君）　しません。

○7番（六鹿正規君）　できんでしょう。だから、私はこの問題はいいですから、次に入らな、もう時間がないですよ。

○議長（川瀬厚美君）　松永清彦君。

○市長（松永清彦君）　実はセルシオに乗っておりまして、大変リッター当たりの走行キロ数が悪い、そういうことがございます。それから、市内でお伺いするときにセルシオには適さない、そういうこともございまして、そういったことで副市長車でありますマークXを利用できるときは利用させていただいたと、そういうことでございますので、ひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（川瀬厚美君）　総務部次長兼総務課長　渡邊良光君。

○総務部次長兼総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（渡邊良光君）　先ほど六鹿議員のほうから副市長車、よその市で使っておるところがあったら教えてほしいという御意見がございまして、24年度ですけれども、調べてある資料がございましたので御報告させていただきます。

岐阜市さん、大垣市さん、高山市さん、多治見市さん、副市長車という形で使ってみえるところが、今言った、岐阜、大垣、高山、多治見、中津川、瑞浪、羽島、恵那、各務原等々ございました。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君）　六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君）　ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

私は公社の問題、覚書がございますね。あの中で公社に責任が帰さないと、事業を中止する場合には海津市と相談するというようなことがございます。しかし、先ほどから市長は、事業中止はしないというふうに言われますけれども、私は今、この事業の中止じゃなくして、都計法違反という形にもしなった場合には駒野工業団地はどうなるのか。そして、海津市に金銭の負担は生じないのか、また海津市に責任はあるのか、これを聞いておるんですよ。事業を中止する、中止しないは別として、その点をお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君）　市長　松永清彦君。

○市長（松永清彦君）　先ほども答弁しましたように、仮の話には御答弁できません。今、こういう状況ですので御理解を賜りたいと、このように思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君）　六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 市長、仮の話には答弁できないと、私もそう思うんですよ。しかし、随分前にこんな答弁がございました。「仮に23年度中に売買ができるのであれば、海津市の負担は一円も要りません」、これ仮の話ですよ。仮の説明を執行部がされたんですよ。それで議会は、ふんふんと納得したんですよ。仮の話をしたのはあなたのほうでしょう。ですから、私もこれ仮の話ですよ、それをお尋ねするんですよ。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） それは、仮ではなく計画ですね。今、六鹿議員がお話ししておられることは現在進行形中で進んでいることで、したがって、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 皆さんがこの工業団地には大きな関心をお持ちです。果たしてこんな状況になって売れるのか売れないのか、これは大変大きな問題だと思います。

また、以前からお話をさせていただいておるように、仮に工業団地が完成したとします。しかし、それから売買できるまでの間の金利は、全て海津市の負担なんですよ。ですから、私は海津市に負担が生じなければいいんですよ。海津市に大きな負担となつてのしかかってくるであろう、この問題。今現在発生しておる金利は、公社が言うように、土地を買ってくれたところに金利を全てオンするんだと、だから何の負担も要らない。しかし、こんな状況下でそんな企業が来るのか来んのかは、ちょっと大変微妙なところかなあと危惧をしております。

そういったことを踏まえて、これは仮の話でも、やはり皆さん関心があるんですよ。仮の話でもすごく関心があるんですよ、工業団地はどうなるんだと。ただ、中止はしません、頑張ります、じゃなくて、現実に関後債務負担行為も延長が生じるのか、延長をもう認めないのか。じゃあ、今までのことはどうなるんだと。

仮の話には答えられませんと。じゃあ、今まで5年間何もせずに放っておいた、この状況は何なんだ。それこそ、排水同意はいついただきに行ったのかと、ことしの3月ですよ。それなのに、排水同意がいただけない、それを理由にしてずうっと延ばしてきた。その問題も大きな責任は、やはり海津市にあるのか公社にあるのか。これはどちらの責任云々は別として、私は、今後、この工業団地がこの海津市の大きな荷物にならないように、なった場合はどうなるんだと。なぜあのかき議会は黙っておったんだ。これからの子どもたち、また皆さんが財政状況が厳しいのに、なぜこんな金利ばかり払うんだ、何で市が金利を払うんだと。議員は何をやっておったんだ、そういったが生じてなると思います。

ですから、この問題にも私は厳しく追及といいますか、市長の考えを、これは当然政治的

判断にはなってくると思いますよ。ですから、仮にでは答えられない、仮にでは答えられない。しかし、現実には、仮に23年度中に売買できたのであれば海津市の負担は一銭も要りませんという仮の話を皆さんにされて、皆さんは納得して、5年間ずうっと待ってあったんです。

だから、これから私どもに大きな不安材料になってくる、この問題について仮でも、海津市長、松永清彦じゃなくして、一個人の松永清彦として、もし答弁ができるのであればお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほどから申し上げているとおりであります。

ただ、残念ながら、スマートインターチェンジができました、そして大手の会社からの引きがございます。現在完成していれば、もう既にそういったところと交渉が入れる、そういう情報が入っております。

しかしながら、残念ながら、その交渉に出向くことができない、現在。今、海津市は、人口減少問題で悩んでおります。人口減少問題をあらゆる角度から、今行動いたしておりますけれども、その中で大きな決め手となるのが企業誘致だと考えております。

そういった意味で、先ほども申し上げましたように、御理解をいただいてこの事業は進めていきたい、このように思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私どもも企業誘致の重要性は十二分に存じております。

〔発言する者あり〕

○7番（六鹿正規君） 市長、答弁しなさい。今、何を言われたの、何を感じておる、今そんなことが聞こえましたね。

〔発言する者あり〕

○7番（六鹿正規君） じゃあ、何を言われました、今。

ですから、私は、私だけではございません、皆さんが企業誘致の重大性はわかっておるんですよ。だから、企業が飛びつくような、やはりその場所設定が大事なのではないかと、そこなんです、問題は。

ですから、やはり今後、この工業団地がどうなろうとも、例えば企業誘致を真剣に考えるのであれば、新たな場所での企業誘致も考えるのも大事かなあということも考えます。

そういったことを含めて、今、市長の答弁では、あのときに完成しておれば、もう今こうやって話もできるんだ。だから、悪いのは誰かというようなお言葉は出ませんが、皆さんに賛成しておっていただければ、もうこういった方向に向いておるがなあというようなふうにもとれます。しかし、いろんな形の中で行政の進め方のまずさというのが露見され

た、今回のこの計画ではないのかなあというふうに思います。

いろんなことを含めて、私も海津市の発展を願っております。この人口減少、もう3万七千数百数十人ですかね。合併して9年間の間に4,000人という人口が減ってしまいました。これからの海津市に対して大変危惧をしておる一人でございます。そういったことを加えて、今回、またこの問題、また時期が来れば、さらなるまた質問が必要かということも考えております。

また、庭田の件も買うというふうに言われましたけれども、早々に対策を講じていただきたいと思います。終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、6番 松田芳明君の質問を許可します。

松田芳明君。

○6番（松田芳明君） それでは、一市民の観点から4つの質問をさせていただきます。

1番目、海津市の職員の給与について、2番目、海津市の公共施設のトイレについて、3番目、海津市内の小・中学校のテレビ等の活用について、4番目、海津市内の中学校の修学旅行、目的地の変更について、1番は市長さん、2番から4番は教育長さんをお願いいたします。

それでは、質問内容を読み上げます。

1つ目の質問です。現在、海津市の職員の給与は、岐阜県に21ある市の中で最低であると聞いていますが、本当ですか。

海津市の職員の給与等について、次の3点の説明を市長に求めます。

1. 現在の海津市の職員の給与についての市長の考え、県内の他の市の職員の給与との比較、優秀な職員の確保等についてお願いします。

2. 海津市の職員の適正数とその現状、また今後の職員の採用方針。

3. 課長以上の幹部職員を除いた若い職員の残業手当、休日出勤の代休等はしっかり確保されているか。

2つ目の質問です。3月の定例会の一般質問で海津市内の保育園、認定こども園、幼稚園のトイレの便座をヒーターつきにしてほしい、小・中学校のトイレを温水洗浄便座にしてほしいとお願いしましたが、その後の進捗状況について教育長に説明を求めます。

1. 3月の段階では6つの公立幼児教育施設にはヒーターつき便座は一つもないという答弁でしたが、現在も変わらないのか。

2. 3月の段階では高須、西江、大江、海西、吉里の5つの小学校には児童のための温水

洗浄便座が一つもないという答弁だったが、現在も変わらないのか。

3. 統合によって施設が新しくなる城南中学校には温水洗浄便座が13もあるのに、日新中学校、平田中学校には生徒用が1つしかないのはいかがなものか。

3つ目の質問です。海津市内の小・中学校の各教室に設置してあるテレビの相当数がパソコンに接続できないと聞きましたが、事実ですか。

30年ほど前はソニー等の会社がテレビ・ビデオ等を活用した学習の推進に熱心でしたが、現在の小・中学校ではテレビはどの程度活用されているのでしょうか。

視聴覚機器について、次の3点の説明を教育長に求めます。

1. 市内の各小・中学校にあるテレビの台数とパソコンに接続できるテレビの台数。

2. 各学校・学年でのテレビの活用の頻度と、今後の各小・中学校への新しいテレビの導入計画。

3. 市内の各小・中学校に入っている電子黒板の数と今後3年間の導入計画。

4つ目の質問です。7月の全員協議会で平成28年度の市内の中学校の修学旅行の行き先を鹿児島に変更することはないという報告を受けましたが、この件について次の2点の説明を教育長に求めます。

1. 修学旅行の行き先変更が進められた経緯。

2. この件について支出された経費とその明細。

以上4点について、よろしくお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の海津市の職員の給与についての御質問にお答えします。

1点目の現在の海津市の職員の給与についての市長の考え、県内の他の市の職員の給与との比較、優秀な職員の確保等についての御質問について、県内市町村の職員給料の実態につきましては、岐阜県と県内各市が「給与・定員管理等の状況」を公開していますので、これらに掲載されている数値を用いて本市と他市の給料を比較してみますと、まず平成25年4月1日現在におけるラスパイレス指数では、本市は98.4で、県内21市中最下位であり、平成20年から最下位が続いています。

次に、経験年数別・学歴別平均給料月額を見てみますと、大学卒の一般行政職で経験年数10年の職員の平均給料月額は、本市が24万1,600円、3市が本市を下回っています。経験年数20年の職員では30万8,025円で最下位、経験年数30年では38万4,200円で、1市が本市を下回っている状況となっています。

一方、初任給を見てみますと、岐阜市を除く20市は同額となっていますので、採用後の昇給・昇格に各市で差が生じているものと推測されますが、この10年以上の職員の場合は、町

村のときの給料を引っ張ってきております。そのベースが出ると、そういったことも要因であると考えております。

優秀な人材の確保や職員のやる気を引き出すには、それに見合う給料を支給することも重要です。そのため、勤務評定の結果が特に良好である職員に対しては、年1回の昇給時に通常の昇給に上乘せしていますし、勤勉手当の成績率を高く設定しています。頑張った職員には昇給や勤勉手当で報いる措置を講じていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に2点目の海津市職員の適正数とその現状、また今後の職員の採用方針についてお答えします。

本市における職員数は、海津市定員適正化計画に基づき適正化を進めています。現在、第3次海津市定員適正化計画の計画期間中であり、本計画では基準年度の平成24年4月1日の職員数494人に対し、目標年度である平成29年4月1日の職員数を26人減の468人と定めています。

また、中間年度として平成27年4月1日の職員数を481人としていますが、本年4月1日現在の職員数が481人であることから、職員数の適正化は計画どおり進んでいるものと判断しています。

今後の職員採用につきましては、本計画に掲げた目標職員数を達成できるよう、定年退職者、早期退職希望者数を把握の上、新規採用者数を決定してまいります。本計画では職員数を減らす計画となっていますが、行政サービスが低下しないよう、効率的で質の高い行政の実現に努めてまいります。

次に3点目の課長以上の幹部職員を除く若い職員の残業手当、休日出勤の代休等はしっかり確保されているかについてお答えします。

変則的な勤務をしている職員を除き、土曜日と日曜日は週休日として勤務を割り振らない日、祝祭日と年末年始は勤務を要しない日と条例で定めていますが、行事などで勤務を命じることがございます。平日についても会議の開催などで勤務時間外に勤務を命じることがございます。これらの場合、勤務時間によって取り扱いが変わることもございますが、週休日に勤務した場合は、勤務した時間に応じて平日に振りかえ休暇、祝祭日と年末年始で1日勤務した場合には1日代休、1日に満たない場合は休日勤務手当を支給、平日の時間外に勤務した場合には時間外勤務手当を支給しています。

また、時間外勤務手当、休日勤務手当の支給、振りかえ休暇、代休の取得につきましては、所属長がシステムにて承認行為を行っていますので、それぞれ確実に取得、支給されているものと存じます。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 松田芳明議員の２点目の、海津市の公教育施設のトイレについての御質問にお答えします。

海津市内の保育園、認定こども園、幼稚園のトイレの便座をヒーターつきに、小・中学校のトイレを温水洗浄便座にの議員からの要望に対するその後の進捗状況についてお答えいたします。

まず、公立幼児教育施設のヒーターつき便座ですが、今尾認定こども園に２基、海西保育園に４基設置いたしました。

また、今９月議会の補正予算で予算要求させていただいておりますが、石津認定こども園のトイレの改修工事でヒーターつき便座を２基予定しております。

小学校については、現在、吉里小学校が大規模改造工事を行っており、トイレの改修も乾式で温水洗浄便座にしております。

日新中学校、平田中学校においては財政部局と協議し、大規模改造工事を計画しており、そのときにトイレの改修も行う予定でおります。

トイレの改修については多大な経費を要しますので、財政部局と協議、国の補助金等も活用し、行っていかねばと考えております。

海津市では、何よりもまず安全・安心な教育施設・設備の充実に努めておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、３点目の海津市内の小・中学校のテレビ等の活用についての御質問にお答えします。

まず、市内の各小・中学校にあるテレビの数とパソコンに接続できるテレビの数についてお答えします。

現在、小学校においてはブラウン管テレビ１５６台、デジタルテレビ１６台があり、そのうちパソコンにつながるテレビは８台です。中学校においてはブラウン管テレビ１０３台、デジタルテレビ７台があり、そのうちパソコンにつながるテレビは９台です。

次に、各学校・学年でのテレビの活用の頻度と今後の各小・中学校への新しいテレビの導入計画、あわせて各小・中学校に入っている電子黒板の数と今後３年間の導入計画についてお答えします。

まず、学校、または各教室でのテレビの活用状況についてですが、ほとんどの学校では、授業中にＤＶＤを使って映像教材を視聴するとか、児童・生徒の作品等を書画カメラでテレビに映し出すといった形でテレビを活用しております。また、給食時間に行事の取り組みの様子や、児童会、生徒会で取り組んでいることの様子などを放映している学校もあります。その活用頻度は学校によって異なりますが、週に１回という学校もありますが、多くは月に１回など、必要に応じて活用しているというのが現状でございます。

現在、各教室にあるテレビは、パソコンにつながるものがほとんどなく、ＤＶＤ視聴や校

内放送の活用に限定されてしまっています。また、画面が小さく見づらいといったこともあり、十分にテレビを活用しているとは言えないというのが現状でございます。

そこで、これら従来のテレビにかわって有効な活用が期待できる可動式大型テレビや電子黒板です。

可動式大型テレビは、教室の誰も見られる大きさであるとともに、DVDデッキ、パソコン、書画カメラ等の接続が教室に設置されていたときよりも簡単にできるといったよさがあります。

一方、電子黒板は、画面が大きく映し出されたり、画面に直接ペンで書き込みができたりすることができます。また、画面上の一部分だけを拡大して詳しく説明したり、書き込んだ内容をデータとして保存し、次の時間に活用できたりします。さらに、電子黒板を活用することで子どもたちの関心意欲も高まり、授業への集中度も増すと思われます。

現在、電子黒板は、各小・中学校全ての学校に1台ずつあります。さらに、今年度、各中学校へ1台導入いたします。

今後の視聴覚機器について、各小・中学校に聞き取りを行いました。それによりますと、子どもたちの関心意欲を高め、体験しながら集中力も増す機器の導入が望まれました。

したがいまして、今後は、パソコンにつながる可動式大型テレビ、または電子黒板の導入を検討し、各学校少なくとも各階に1台は設置していきたいと考えております。

さらに、電子黒板等の有効な活用方法について研修会などを実施し、電子黒板等の活用の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の平成28年度の中学校の修学旅行についての御質問にお答えします。

まず、修学旅行の行き先変更が進められた経緯についての御質問にお答えします。

平成24年度に、「協働が生みだす 魅力あふれるまち海津～心のオアシス都市～」をまちづくりの基本理念として海津市総合開発計画の後期基本計画がスタートしました。そして、平成25年度より海津市の教育の方針を「『いのち』をつなぐ教育」、愛情と思いやりにあふれた一人ひとりの生命がつながり生きる喜びを感じる教育としました。

平成24年度末において、新しい海津市の方針の「協働」「いのちをつなぐ」といった視点から、中学校の修学旅行も見直そうとしました。そして、次のような理由で行き先を鹿児島にと考えました。

1つ目は、人と人とのつながる生命の教育を海津市としても大切にしていくなかで、自分の足場である海津市が今あることは、鹿児島との過去の大きなきずなによって成り立っていることを学び、今後の生き方につなげさせていきたい。

2つ目は、新学習指導要領における重点として伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実が上げられており、海津市の伝統や文化に欠くことのできない鹿児島との歴史交流な

どのかかわりについて学習させたい。

3つ目は、海津市独自の「郷土学習の手引き」を作成し、平成27年度より各学校で使用する副読本で鹿児島とのかかわりを学ぶ中で、実際に鹿児島へ行くことを通して、幕末・維新の時代の歴史学習や平和学習もさせたいといった理由です。

そして鹿児島方面への修学旅行を考えていく上で、交通機関、研修地、宿泊地等を事前に把握するための予算を平成25年度当初予算に計上し、議会にて承認いただきました。

平成5年8月に、学校教育課長と中学校長会代表1名が実地調査を行いました。交通の便はよいか、見学施設、体験活動が多様なものであるか、研修に適した場所であるか、団体での食事場所、集合する場所にふさわしいスペースがあるか、宿泊施設が移動に便利であるかなど、多岐にわたり視察を行いました。その結果、中学生の修学旅行としても適しているという判断をいたしました。

その旅費は15万898円です。鹿児島市視察研修支援事業助成金として鹿児島市より2万円歳入されましたので、13万898円ということになります。このことについては中学校校長会にも報告をいたしました。

一方、各学校保護者1名、教員1名に修学旅行の下見が実施できるように、平成26年度予算に修学旅行研究補助金として計上し、3月議会で承認をいただいた次第です。

また、平成26年3月には校長会とも意見交換を行い、保護者と生徒への説明を行い、アンケートを実施すること、アンケート結果を尊重しながら、決定は学校長に委ねることを確認しました。その結果につきましては、7月22日、議員全員協議会でお知らせしたとおりで、鹿児島への修学旅行は、実施しない方向でございます。

あわせて、今年度予定しておりました修学旅行の下見も実施しておりませんことも申し添えさせていただきます。

以上、松田芳明議員の御質問のに対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） まず、1点目の海津市の職員の給与についてなんですが、ちょうどタイミングよく、9月号の「市報かいづ」の6ページ、7ページのあたりに職員の給与等について掲載していただきました。こういうことは非常に市民の皆さんに、海津市の職員はどのくらいもらっておるのだと、ちょっと働かんのにというようなことを昔からよく言われるんですが、私はそんなふうに全然思っていないんですが、こうやってはっきりわかるようにしていただけたことは非常にいいことだと思います。

私がこの質問をさせていただいた経緯は、自分の教え子もこの海津市の職員になっていま

すし、また他市町村の市役所等に勤めているんですが、海津市に勤めている人間ではなくて、ほかの市に勤めている人間から、先生、こういう資料があるけど、知っておるみたいなことで言われたのが、番付ランキングみたいなのをとっている「日本・地域番付」なる、こういうサイトがあって、そしてそういうのでこれを見てみと。これは誰も見られるんかと言ったら、これはパソコンに出ているから、誰でも見られるよという話をしていたのでちょっと出しました。そうしてみると、これは平成25年度のものなんですが、1位が各務原市ですね。これは平均給与等と書いてあるので職員の年齢等にもよって違いますので、44歳とか40歳とか、いろいろばらばらですので一概には言えないんですが、ただ各務原市42万幾ら、ずうっと見ていって、海津市って何番目かなあと思って、海津市は市町村でいくと29番目に当たります。市のところをずうっと数えていて何番目かなあと思ったら、やはり昔の教え子が言っていたように21番目、岐阜県で21ある市の中で最低の34万7,000云々でした。この市の秘書広報課のほうにもちょっと伺って、これは本当ですかというようなことをお聞きしたんですが、やはり先ほど市長さんが10年目、20年目、30年目はこうだという中に最低のところもありました。

ということで、私が言いたいのは、海津市をこれからよくしていく人材というか、よくしていってほしいというのは、やっぱり優秀な人材をこの市役所に取り込むことだと思います。それは市長さんも同感だと思うんですが、となると、やはり隣の町へ行ったら給料が月5万も違うと、それをトータルで考えたら、定年までに幾ら違うんだと。給料によって退職金も変わってきますので、当然、じゃあ退職金はというようになることがあります。それでは、隣の市を受けようかというのでは困るんで、ぜひ海津市のために働きたいというような子どもたちになってほしいと思いますし、優秀な人材を確保するためにもこういうことが必要ではないかと。

その秘書広報課でお話を伺ったときに、なかなかこういう給与については上げることは難しいということはお聞きしました。でも、このままではいかんのじゃないかと。そんな自分の教え子が海津市の職員は最低やなんてことを言っておるということは、ほかにもそういうことを知ってみえる方がいらっしやると。そうしたら、そういう方の親戚なり親類なりが何かのことで、おまえ、海津市だけはやめとけよみたいなことになったら、そういう風潮というのはよくないと思いますので、何とかこの辺、改善をしていく方向で臨んでいただきたいと思います。

市長さんがおっしゃられたように、国家公務員を100とした場合のところで見ても、先ほど言われた指数でも海津市は98ということで低くなっています。何とかこの辺、財政とか厳しい折かと思うんですが、やっぱり優秀な人材を確保するということは、将来の海津市を大切に思う子にここで働いてもらうということは大事だと思います。

ちなみに、同じ番付のところで、じゃあ我々議員はどうかというと、議員は、21ある中で17番目でした。それから、市長さんはどうかといたら、市長さんも17番目でした。副市長さんはどうかというと、副市長さん、申しわけないんですが、ぶりから2番目でした。

こういうようなこともありますので、一概に職員の給料が低いというだけではないんですが、ただ、やはり自分は昔からぶりというのは何か、余りいい言葉でもないし、あれだと思うので、このあたり、市長さん、今すぐではないんですが、ちょっと御検討いただけるというようなことを答弁でお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 以前に給料が低いからと一括で上げたということがあって、法律違反だと、そういうような御指摘もあるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、今、新しい子は大体同じ初任給で、10年目ぐらいはそんなに差がないと、それから経験の方が少し低いのかなと。また、上のほうになると差はないと、このように思っております。

そういった中で、市としてできることは、できるだけ、先ほども申し上げましたように、努力している子、あるいは頑張っている子、成果を上げた子、こういった職員を評価していく、そういったことが大事かと、このように認識しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） ありがとうございます。

この件にかかわりましてもう1点だけなんです、正規の職員の比率ということで、これも合併した平成18年から平成26年までの資料をいただいたんですが、今、嘱託職員とか日日雇用の職員がどんどんふえています。やっぱり格差社会と言われて、いろんな企業でも利益を上げるために、どんどん非正規の人間をふやすというようなことが今問題になっているんですが、この市役所の職員についても、順番に数字だけ見ますと、38、45、47、42、46、51、54、63、63%です。今言った数字が嘱託、あるいは日日雇用の職員さんです。ということは、これはどんどんふえていることがわかるんですが、こういうふうにしていかなやっていけないということはわかるんですが、やはりサービスの面とか、そういうことだと、どうせ私たちは給料はあんまりあれへんみたいなことを言われるのは心外ですし、せっかく新しい市役所もできましたので、入ってみえる方が、ああ、職員は大分対応もよくなったねと。今、私が聞いているのは、この新しい市役所になってから非常に職員が頑張っているようなことをお聞きしています。非常にうれしいことなので、何とかこの辺の比率も、苦しい中でありますが、改善していただくように、答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 1つは、その中身をちょっと見ていただきたいんですが、当然そういった職員も減らしていかななくてはいけないという思いでやってきておりまして、一時減ってきましたんですが、その後、松田先生も学校の先生をしておられましたのでよく御存じかと思いますが、学校の支援員、あるいはいろいろ相談を受ける、そういった数を海津市はどこの市町よりも多く配置をいたしておりまして、その数が非常にふえているということでございます。

したがいまして、議員さんがおっしゃるように中身を見ていかななくてはいけないんですけれども、片方で行財政改革もしていかななくてはいけないと。そういった中で、必要なところに必要な人材を張りつけていくと、そういった中で現在進めておりますので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

例えば学校司書も、今、小・中学校、全部配置しております。そういった意味で御理解を賜りたいと、よろしくお願い申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） ありがとうございます。言われることもよくわかりますので、よろしくお願いします。

教育関係について市長さんが特別な配慮をしてくださっているということは重々知っておりますので、ありがとうございました。

2つ目の質問についてお願いします。

2つ目の質問、トイレの件なんですが、これは全然ここで質問するようなことは予定していなかったんですが、8月に入って今尾の認定こども園に通っていらっしゃるお子さんの御父兄からお知らせがあつて、トイレが新しくなったというので、ちょっと先生、見てきてという話で見せてもらいました。おう、すごいなあと思って、お願いしてすぐみたいだったんで、多分私のお願いではなくて、もう計画的にあったと思うんですが、非常にありがたくて、その後、海西小も見学させていただいたんですが、海西小もつけてもらったと。この間、議案書で見せていただいて、石津のほうもつくということで非常にありがたいなあということで、感謝の気持ちでこの質問は答弁を願ったわけなんで、本当にありがとうございます。

先ほどおっしゃったように、日新中とか平田中も今後大規模な改修がなされる到时候につけるということで、ぜひお願いしたいなと。

余りよくない話なんですが、実はお孫さんが、ちょっとどこの中学校かわからないんですが、そのお孫さんは男の子なのでほとんど学校のお便所は使わないんだけど、体の調子が悪くてちょっと催してということだったけど、あとちょっとで学校が終わると。だったら、うちに温水洗浄便座があるので、学校のお便所を使うよりもということで我慢して自転車で走って

帰られたと。それで、家に着いたら、ただいまと言って、自転車をばあつと置いて、そしてトイレに駆け込んだという話をお聞きしました。ですから、計画的には次年度とか2年後とか3年後とあるんですが、子どもたちは今生きているわけなので、ぜひこの辺も何とか予算のほうをとっていただいて、よろしくお願ひしたいなということを思います。

これはありがたいなあということで質問させていただいたし、先ほどの市長さんが教育に熱心であるということの一つのあらわれかなあと思って感謝申し上げます。

3番目のテレビの話なんです、ブラウン管のテレビは、今皆さんごらんになったことありますかね。ブラウン管のテレビが、今教育長さんがおっしゃったように、何十台とあるというような話をお聞きして、私も南濃町にある教育委員会のほうへ伺って数をお聞きしました。ブラウン管のテレビが100何台とかという話を聞くと、ええ、ちょっと時代どうなっているのという思いがしたのでこの質問をしました。

先ほど教育長さんがおっしゃったように、昔に比べてテレビを使うような頻度はかなり少なくなりました。ですので、私はテレビなんていうのは、今はもう必要ないんじゃないかなと。ただ、昔、NHKの番組なんかをよく見せておったんですが、そういうのではなくて、先ほどおっしゃったように、パソコンにつないで、そして図形とか、動物の生態なんかを見せるとか、そういうことが有効になってくると思うんです。そうすると、ブラウン管のテレビではそんなことはできませんし、先ほどパソコンにつなげるテレビが数台しかないという話なので、これではちょっと困るなということを思いまして、この質問をさせていただきました。

答弁願ったようにあったんですが、ブラウン管のテレビ、多分皆さんが小・中学校のときを思い出していただくと、教員の机の上のところに戸棚があって、その上にテレビがくっついていてイメージがあるんですが、多分今もそうだと。それで、地震があるといかんでベルトでとめるというような方式なんです、もしも大きな地震が来たら、あれは非常に危険だと思いますので、ブラウン管のテレビについては、すぐに撤去するぐらいの覚悟を持ってやっていただきたいなということを思います。

それから、もう1つつけ加えさせていただくと、ことし文教福祉委員会で長野県の小学校へ訪問させていただいたときに、私、初めて電子黒板なるものを見ました。電子黒板というのは非常にがっちりしたもので重い。あれを子どもや、それから中学生でもちょっと力のない子だと、2階にあるものを3階、あるいは1階にあるものを2階というような、その階の持ち上げとか下げるなどとは非常に危険を伴うと思います。ということは、やはり大きな小学校、あるいは中学校などは、先ほど教育長さんがおっしゃったように、階に1台は欲しいなという感じがしますが、1台お幾らか、ちょっと教育長さん、お願ひしたいんですが、済みません。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） お答えします。

電子黒板ですけど、65インチのものが72万5,000円です。これは定価ですね。

それから可動式の、先ほど言いました大型テレビは、65インチの同じものと45万円、それにスタンドが8万1,000円ということで、五十三、四万かかるということです。これは買い取りの場合ですね。

〔6番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） ありがとうございます。ということで、非常に高いですね。可動式じゃなくてもいいので、今、大型テレビでもかなり安くなっておるので、パソコンは各学校、先生に1台ぐらいは確保されていると思いますので、そういったことでテレビなんか今10万ぐらいで多分取り付け可能だと思いますので、その辺、電子黒板を1台買うなら、テレビ8台だったらというようなことで、これも教員もやってきましたので、全部の先生が使えるかという、そうじゃなくて、使う先生、使わない先生もいらっしゃるの、そんなに数は必要ないと思います。なるべく経費を安く上げて、そして有効にということをお願いします。

今、時々新聞に載るのは、タブレットを児童数とか生徒数を配っている市町もありますので、そういったことで、こういったことをまたいろいろ検討されて、子どもたちが勉強するのに有効な手だてを考えていていただきたいと、これは要望ですので、ありがとうございます。

最後の4番目の質問なんですが、今、教育長さんの答弁の中で「いのちをつなぐ教育」というようなことでお話しされたんですが、どうも私、この決算特別委員会のときも、それから今年度の予算特別委員会のときも質問をちょっとして、どういう経緯であったのか全く知りませんでしたので、今おっしゃっていただいて、修学旅行の行き先変更の経緯がわかりました。どうもありがとうございます。

それで、ただ1つ疑問に思うのは、25年度に下見をして、それからアンケートというような形をされたというのが、順番としては私は反対ではないかなと。先にアンケートでこういうことを考えておるけど、どう思いますかというようなことでやられて、そして半分ぐらいの賛成の意見があったら、じゃあ順番に実行しようかというほうがよかったんではないかと。だから、これからまたいろいろ考えられると思うので、その辺のときに、順番というか、たかだか10万ちょっとのお金のことですが、やっぱり市民の皆さんの税金ですので、その辺、これからやられるときは考えていただきたいということをと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 市教委のほうから学校のほうへこういうことはどうですかという提

案する場合に、やっぱり基礎データがきちっとしていないと提案しにくいということですね。ですから、今回も下見に行ったということは、そういう市の考えをきちっとさせるためのデータを得るために行ったということです。確かにお金はかかりましたんですけど、そこら辺、御理解いただけたらと、そんなふうに思います。

〔6 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6 番（松田芳明君） 内容はよくわかると思うんですが、いろいろ方法はあると思うんですが、これからもいろいろ考えてやっていただきたいなと。

質問の量がふえましたが、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで松田芳明君の一般質問を終わります。

これより休憩に入りたいと思います。再開は10時30分、それまで休憩に入ります。お願いします。

（午前10時17分）

○議長（川瀬厚美君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時31分）

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、13番 伊藤誠君の質問を許可します。

伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） 議長の許可をいただきましたので、私から2点質問をさせていただきます。1点目、高齢者の地域での活躍について、2点目、農地中間管理事業についてお尋ねをいたします。

高齢者の地域での活躍について。

我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、昨年25%になり、日本人の4人に1人が、いわゆる高齢者となりました。第1次ベビーブームに生まれた団塊の世代と言われる方々が65歳になったことも、ここ一、二年の高齢化の上昇の大きな要因と思われます。また、ある研究機関によりますと、約20年後には3人に1人が高齢者になると見込まれています。

高齢化社会というと、真っ先に医療とか介護で市民も行政も大変だという方向に目が向いてしまいます。当然それは最重要課題であることは間違いないと、私も含め誰もが認める所です。

一方で、高齢者の方々は、長年培った豊富な知識、経験、人脈などをっておられます。そうした方々が地域社会で新たな生きがいを見つけていただくためにも、それらを地域のた

めに活用し、地域課題解決の一翼を担っていただく場を多く設けていくことも必要だと思います。その結果、市や地域が活性化するという方向を目指すことも大切ではないでしょうか。

そこで、以下お尋ねをいたします。

本市における65歳以上の高齢者人口割合の過去5年の推移並びに5年後、10年後の予想。

市内には、高齢者団体として60歳以上で構成する大小の老人会組織とその連合会がありますが、今現在、市はそれらの組織とどのようにかかわっているのか。また、前述の現状変化に合わせ、今後どのようにかかわっていく方針か。また、組織とのかかわりを避け、脱会されるという方もふえていていると聞いておりますが、市としてどうお考えでしょうか。

高齢者の方々が生きがいを持って活躍するため、その豊富な知識、経験等を市として今後どのように活用したらいいとお考えでしょうか。

2番目、農地中間管理事業についてお尋ねします。

農地中間管理事業とは今年度から始まった新しい農地の貸し借りの仕組みで、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮し、農地貸し付けを行う事業です。岐阜県では、農地中間管理機構として一般社団法人 岐阜県農畜産公社が県の指定を受け、市町村、JA等が連携・協力して事業展開していくと伺っております。

そこで、以下お尋ねいたします。

どういう農地がこの事業の対象になっているのか。

本市は、この事業の中でどういう役割を果たしていくのか。

その役割は、どういう順序でどのようにして進めていくのか。

現在、どの程度この事業が本市では進んでいるのか、お尋ねします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の1点目の、高齢者の地域での活躍についての御質問にお答えします。

本市における65歳以上の高齢者人口割合の過去5年間の推移並びに5年後、10年後の予想についてでございますが、毎年4月1日現在の住民基本台帳人口における直近5年間の高齢化率は、平成22年度が22.9%、平成23年度が23.1%、平成24年度が23.9%、平成25年度が25.2%、平成26年度が26.6%となっております。

また、5年後、10年後の人口推計でございますが、国立社会保障・人口問題研究所が平成22年の国勢調査をもとに、平成22年から平成52年までの30年間を5年ごとに地域別将来推計人口を公表しています。それによりますと、本市の平成32年の高齢化率は32.2%、平成37年

の高齢化率は34.7%と推計されています。

次に、老人会組織とどのようにかかわっているのか、また今後のかかわり方等についてですが、本市の老人会組織は、「老人クラブ」と称し、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として運営がされており、地域単位で組織される単位老人クラブと市単位で組織される市老人クラブ連合会から成っています。そこでは、健康・友愛・奉仕をモットーに、社会奉仕事業、または御自身の健康増進事業等により、さまざまな形で地域づくりに貢献していただいております。

こうした活動をより発展的に行っていただくために、市といたしましては、老人クラブが自主的な組織とはいえ、老人クラブのさらなる活性化を図り、育成していくための支援体制を整えております。

具体的には、財政面での支援はもとより、高齢介護課内におきまして市老人クラブ連合会の事務局を務めさせていただき、市老人クラブ連合会と単位老人クラブの連絡調整や各種研修、軽スポーツ大会や老人福祉大会など、さまざまな主要事業を市老人クラブ連合会と連携を図り、運営にかかわる支援を行っております。

さきに述べさせていただきましたが、高齢化率の上昇、すなわち高齢者の方が増加すれば老人クラブの会員も増加するであろうと推測されますが、単位老人クラブ数や会員数は減少傾向にあります。合併当初、クラブ数90、会員8,166人でありましたが、今年度は73クラブ、会員6,115人と、年々減少し続けています。これは海津市のみならず、全国的な傾向でもあります。

主な原因の一つとして、老人クラブを運営する役員の引受手がないということが上げられます。これは、会長や会計など組織を運営する役割を担うことは相応の負担があり、敬遠されがちであるようです。また、任意加入であるため、極端な場合、役員となって運営するのであれば脱会するといった行動をとられることもあるとお聞きしております。

これに対し、市といたしましては、役員の方々の御負担を軽減するために、先ほど申し上げましたように、特に役員の皆様に寄り添う形で補助金交付申請等の諸書類の作成や会計処理等について、市の担当職員が御相談に応じながら一緒に進めていくなどの支援を行っております。

次に、高齢者の方々が生きがいを持って活躍するため、その豊富な知識、経験等を市として今後どのように活用していったらいいと考えるかについてお答えさせていただきます。

伊藤議員が申されたとおり、高齢者の方々は、長年培われた豊富な知識や経験をお持ちです。それを遺憾なく発揮していただく場として海津市シルバー人材センターがごございます。少子・高齢社会が進展し、団塊の世代の方々が65歳を迎え、職場から地域へと戻られている現状の中、シルバー人材センターでは、高齢者の方々が生涯現役として社会参加できるよう、

多様な形態で働ける場の確保、提供を行っております。

今後も、多様化する地域のニーズや高齢者の就業ニーズに対応できるよう、新たな就業分野の開拓及び地域の特性を生かした独自事業の開拓をシルバー人材センターに働きかけていくとともに、市としましても積極的な活用を図っていく所存であります。

高齢者の増加は避けることはできません。私が目指しています「元気な海津市」を築いていくためには、若い世代の皆さんに光り輝いていただくことは無論であります。御高齢の皆さんが御健康で地域づくりの担い手として、それぞれの地域社会で御活躍いただく姿こそが必須条件であると思っています。このためには、より多くの方々に積極的に老人クラブに加入していただき、会員相互の親睦も深めていただきながら、地域づくりに貢献していただきたいと思う次第であります。

次に、２点目の農地中間管理事業についての御質問にお答えします。

先ほど議員が御質問の中で申されたとおり、この事業は都道府県ごとに設置された農地中間管理機構が高齢化などの事情で自身にかかわって安心して田畑を任せられる借り手を探す地権者から農地を預かり、利用調整を行うなど面積に集積して、まとまりのある形で経営規模の拡大、あるいは新規就農を考える担い手農家等に貸し付けるもので、事業化の背景には、昨年春に安倍自民党政権が内閣府に設置した農林水産業・地域の活力創造本部が策定した成長戦略「攻めの農林水産業」の柱の一つ、生産現場の強化があります。

その政策目標は、今後10年間に新規就農者など40代以下の農業従事者の倍増と新規参入を含む法人経営体を多数育成することであり、全農地の８割をこれらの担い手に集積して経営規模の拡大と生産性の向上につなげ、あわせて耕作放棄地の解消など生産基盤の整備を図るというものであります。

それでは、最初に、本市はこの事業の中でどういう役割を果たしていくのかとの御質問にお答えします。

本県では、農地中間管理機構の指定を受けた事業主体、一般社団法人 岐阜県農畜産公社は、同社農地中間管理事業規程の中で市町村と連携を密にして業務を推進するとした上で、地域における窓口機能や農用地利用配分計画案の作成などの点で協力を求め、加えて窓口業務、農地の貸し方・借り方双方の掘り起こし、あるいは農地の管理、賃料の収受・支払いなど一部の業務を委託できると規定して、委託先に市町村のほか、地域農業再生協議会や農業協同組合などを上げています。

次に、その役割はどのような順序でどのようにして進めていくのかとの御質問ですが、現時点では、窓口業務を除き本市が果たす役割が明確でないことから、この事業全体の流れを御説明させていただきます。

最初は、貸し手側、借り手側、それぞれの手続が別々に進み、第１段階では市町村によっ

て連担する農用地単位に区域が設定され、その区域ごとに経営規模の拡大を希望する担い手を公募し、その結果は応募者リストとして公表されます。

これを受け、担い手の応募があった区域では、農用地の貸し付け希望者の募集が行われ、農用地リストが作成されます。

第２段階では、農用地リストと応募者リストのマッチングを経て、農地中間管理機構は農用地利用集積計画の申し出を受け、貸し手から農地中間管理権と称される農用地の貸し付けを目的とした賃借権、または使用賃借権を取得します。

最後に、農地中間管理権を取得した農用地について、人・農地プランを参考に、応募者リストの中から最適の担い手を選定して農用地利用配分計画が策定され、担い手農家等への農用地の利用集積が完了します。

次に、現在どの程度事業が進んでいるのかとの御質問ですが、最初に行われたのが区域設定で、本市では農業振興地域内の農用地を46区域に区分して、農地中間管理機構に報告しています。

その後、機構は借り受け希望者の第１回公募を７月７日から８月５日までの間、県下全ての市町村で実施しています。その結果、本市では、38公募区域に延べ137件、65の個人・法人の応募がありました。

また、現在、９月30日までの期限で借り受け希望者の追加募集が始まっています。

最後に、どういう農地がこの事業の対象になるのかの御質問ですが、この点は農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第１項から第３項に規定され、農業振興地域内の田、畑、樹園地及び農業用施設用地など、全ての農用地等が対象になるとしてありますが、一方では、農地中間管理事業規程に、農地中間管理権を取得する農用地等の基準を設け、農業利用が著しく困難な再生不能の遊休農地、あるいは借り受け希望者の募集に担い手の応募がないケースは、当該区域内全ての農用地等の農地中間管理権を取得しないとしていますので、この事業で農用地等の貸し付けを希望する場合は、当該農用地等に一定の農業生産上の価値があることが前提になると考えられます。

最後に、この事業は担い手の経営の安定と耕作放棄地対策に重要な役割を果たすと考えておりますので、これまで本市の土地利用型農業を担う営農組織に対して指導的役割を果たしてきた西美濃農業協同組合と密接に連携して、円滑な事業の推進に努める所存であります。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） ありがとうございました。

2つ目の今の中間管理事業の件から、先にちょっと再質問をさせていただきますが、この事業は、私、資料を見た限りでは非常に膨大で、いま一つつかみどころがなく、どういうことをどういう形で質問したらいいのか、ちょっと迷ったんでございますが、どうも全体的な構図から見ますと、主に水田なんかが対象になっているのかなという部分もありまして、海津市におきましては、特に耕作を続けることが困難なといいますと、中山間地域で特に機械化が難しい、南濃町の柿農家であるとか、ミカン農家であるとかというのが、我々真っ先に思い浮かぶわけでございますけど、これらの地域で、特に南濃町の中山間地域でのこの制度の利用というのは実際に可能なのでしょうか。

それから、可能だとすると、貸し手、担い手のクリアすべき条件というのはどんなものがあるのでしょうか。お伺いできればありがたいんですが、お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、基本的には水田、畑が基本となると思いますけど、ただ、この農地中間管理事業につきましては、今おっしゃったように中山間地の樹園地も対象としております。だから、今回、私ども海津市内のこの事業につきましては、特に南濃地域につきましては、水田はもちろん、畑、それに樹園地も踏まえてやっていけないかというようなことで、地区に樹園地を入れて借り手のほうの募集をかけております。ただ、今現在、まだそれについての応募はありませんけど、今、1次募集が終わりまして、この9月いっぱい2次募集、借り手の募集期間でございます。いろいろな形で認定農業者、また集落営農の中に樹園地も含めて将来的に経営の一環としてやっていけないかということも、当然、農協、部会等もございますので、その中で含めて、ひとつそういう中山間地のミカン、柿等の樹園地も含めた形でやっていけないかということを、今後、海津市内も考えていきたいというふうに思っております。

それがうまくいけば、6次産業化とか、そういう形に進んでいけるんじゃないかという将来構造も描いておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） ありがとうございました。

また、全体的な話でお尋ねするんですが、この事業は計画的に、例えば当面3年であるとか、5年であるとか、スパンを切られた事業なんでしょうか。それとも、今のところ先が見えない、だらだらと行く事業なんでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） この事業でございますけど、平成26年度から30年度の5年計

画ということで、今、国のほうが打ち出しておりまして、26年、27年を一つの単位としまして、この2年間につきましては特別単価が設定されておりまして、平成30年度が基本単価で設定されておりまして、その基本単価の4倍ということで、26年、27年が4倍単価、それから28年、29年度が基本単価の2倍というような形で設定をされております。

ただ、この機構の制度につきましては、今、あくまで貸し手のほうを重点に考えておりまして、貸し手の中で農地集積協力金というような形で、地域集積協力金、経営転換協力金、それから耕作者集積協力金という形の3つの協力金が設けられておりますけど、ただ、今現在、これを海津市内に当てはめた場合、果たしてこれがうまく利用できるかという一つの不安もございます。といいますのは、海津におきましては、もう既に10年以上前から農地集積をやってきておりまして、今、国が目指しております、10年後には農地集積を8割以上というような形の目標を立てておりますけど、海津市につきましては、各集落営農、認定農業者等の御協力を得て、ここ10年で約90%に近い、八十六、七%の集積率になっておりますので、この制度は海津市から見ればちょっとおくらしているなど。国の施策がおくらしているんじゃないかと、そのような考え方でおります。

ただ、海津市が10年間かけて築き上げてきました地域営農集落、また法人等を中心としたしました水田利用型の農業が壊れるようなことはしたくないと、そのように考えております。

ただ、将来的に今の集落営農では限界に来ているかなというふうにも思っております。これは、当然吸収合併も考えておりますし、法人化に向けて税金対策等、それからいろんな雇用対策、賃金対策等も法人化にすればかなり有利な面が出てきますので、この集落営農組織、今現在、海津市内に法人が11、それから任意組織というか営農組合がたしか二十数組織あったかと思いますが、その二十数組織の営農組織は、ことしから順番に法人化に向けた形でやっていきたいなという、そのような計画をしております。

ただ、海津市としましては、今つくり上げてきました、せっかくでき上がったこの2年3作型の土地利用型農業を基本的には崩さずに、うまくこの制度にのっていけないかと、そのように考えておりますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔13番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） ありがとうございます。よくわかりました。

いずれにしても、海津市、特に水田に関しましては姉妹都市である霧島からも視察にいらっしゃるほどでございますので、その辺は重々承知しておりますが、先日、ある新聞によりますと、他県のことなんですが、この事業、この制度と同じかどうか、ちょっと私は確認はしていませんが、40代のサラリーマンがこの制度を利用して40アールのビニールハウスでピーマンを栽培して、非常に生き生きと活動しているというのが新聞に載っております。

て、本市においてもそういう就農支援事業というのは別の形で進められておりますので、そういった形で、この事業と本市が従来からやっている支援事業がうまく形で進めていければいいなあというふうに思っております。ありがとうございました。この質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、高齢者の地域での活動についてお尋ねしますが、少子・高齢化と申しますと、どうしても大きくうたわれることが多いんですが、少なくとも地方で考える場合は少子という問題と高齢化という問題は分けて考えなきゃいけないでしょうし、高齢化という場合でも、これは当然医療とか介護とか、冒頭にも申し上げましたが、年金とかという問題も当然あるわけですが、それとは別に元気な高齢者を育てるということも、また別の形で考えていかなきゃいけないと思っております。

御答弁の中でお示しいただいたように、当然65歳以上の高齢者の人口に占める割合は年々ふえておりまして、今後もふえていくわけでございますが、60代の方を高齢者と呼ぶには、私もいささかちょっと抵抗があるわけですが、そのくらい元気なんですね、皆さん、60代の方々、本当に元気なんです。

老人クラブという話も先ほどからしていただいておりますが、実は私も今年度から老人クラブの会員としてお仲間に入れていただいたわけでございますが、そんな中で、地域の中で先輩の方々との交流や何かでいろいろな情報もいただいたり、地域の中でそれなりの活動も一緒にさせていただいて、非常にありがたいなあというふうに感じておるわけでございます。

ところが、実際その中でお話を伺っておりますと、先ほど市長もおっしゃったように、いろいろ役員とか、いろんな関係で組織から脱退されるというような意思表示をされる方も年々ふえている。

それからもう1つ、私それよりも気になりますのが、10年前に90あった老人会組織が今73に減ってしまっている、このほうが大きな問題ではないのかなと。脱退される方はみずからの意思ですから、これはある程度やむを得ない部分もあると思うんですが、地域で構成される老人会組織が個人の意思にかかわらず組織そのものがなくなってしまうということになると、高齢者団体として活躍をする場がその地域の方たちはなくなってしまうという、老人会に所属する人数が減ったというのもその辺にも大きな原因があると思います。その辺は、ひとつ市長はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 魅力ある老人会をつくり上げていくことが大事かと思いますが、そのやめられた老人会も海津市の連合会に参加するというのではなくて、地区で老人会の活動をしてられるというところも多いように聞いております。

したがいまして、できるだけ参加していただけるような魅力あふれる老人会活動をしてい

く必要があるなど。そして、そこに参加していただけるような支援、そういったのをしっかりやっていきたいなと思っております。

それから、老人会のお話が出ましたが、実は60歳以上の方、伊藤議員さんがおっしゃるように非常に元気であります。そういった中で、今、地区社協が海津市で9つできておりますが、そんな中で活躍をしていただいております。例えば、石津の地区社協で送迎をやっていただいている方は、ほとんど60歳以上の方々がボランティアでやっていただいております。あるいは、海津市では夢づくり協働事業をやっておりまして、これも養老鉄道を何とかしようということで、若い方も参加していただいておりますが、やはり相当各エリアで御活躍された方々がその中に入って活動していただいております、そういったようなこともございますし、それから海津市が当初スタートいたしましたときに、まちづくりという観点をなかなかどうやってやっていったらいいだろうかということがございまして、それを岐阜経済大学で試験で資格を取って、そしてやっていただく、そういった方々が今23名だったか、コミュニティ診断士というのがございまして、その資格を取っていただいた方々が20名を超えてきておると思います。そういった方々がいろんな審議会、あるいは協議会、その中で指導的な役割もしていただいているということでございまして、いろんな角度から市民の皆さん方に参画していただけるような、そういう仕掛けを行っているところであります。

以前、自治会の総会の中でお話をしておりましたら、退職したら家を出ていけないんで家を出ていくようにしてください、市長さんと。そういうお話もございまして、そういうことはもったいないわけございまして、そういった方々を対象にしたいろんな講演会、そういったものも行いながら、できるだけ参画していただけるような計画をつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔13番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） シルバー人材センターであったり、社協であったり、市のほうでもいろんな形で高齢者が活躍できる場は設けていただいておりますのでございます。

老人クラブに関しましては、当然市として、自治会と同じで任意団体ということですので、市としてもかかわれる範囲というのは当然あるわけでございますので、当然限界があらうかなというふうに思っています。

ただ、市長が先ほど言っていたような形で、新しい老人会以外の市として独自の施策、そのものも非常に有効だなあというふうに思うわけです。

ところで、若い子育て世代のお母様が「公園デビュー」という言葉をよく使われるわけですが、お母さんがママ友と新しい交流を始めるための一つのハードルを超えるという意味で使われているようでございますが、高齢者の場合、それと同じような意味で「地域デビュ

一」という、それとよく似た言葉が使われます。現役時代は会社へ勤めて、それなりの地位にあった方でも、いざ地域に入ろうとすると、それまで地域にかかわりが薄かったということで、地域に入り込もうという意思はあるんだけど、なかなかそのハードルが高い。時間の余裕はできたんだけど、地域活動をやりたいんだけど、なかなかやるきっかけがつかめないという方も多いというふうに聞いております。誰もがスムーズに地域デビューができるわけでもなさそうだなあと。それができれば、今いろんな施策が全ていい方向へ向かっていくんだろうと思うんですが、その地域デビューをうまくできるような支援というものをこれから市のほうで何とか行っていただくようなことはできないだろうか。豊富な知識とか経験とか、そういったものを地域のために活用していただき、新たな生きがいを見つけていただくと、非常に多くの方が本当にいろんな技術、いろんなものを持っていらっしゃる。眠らせておくのは非常にもったいない話だと、常々私は思っています。地域デビューがスムーズにできるような支援、それから高齢者の方に新たに地域の中で力を発揮していただくための支援をぜひ新たに、現状あるものもさることながら、新しくお考えをいただきたい。

これも他県で実施された例ですが、地域デビューガイダンスというのをやって、今までにかかわりが薄かった地元での活動を始める際の心構えであるとか、ちょっと変な言い方ですが、それに関する講演とか、地域団体等の活動紹介や説明会なんかを開催していただいて、いま一つハードル、足を一步踏み出せない方に踏み出しやすくするような施策を市のほうでやっていただくということも成果を上げる一つの方法ではないかなあというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） おっしゃるとおりでございます、先ほど申し上げましたが、何とか旦那を社会に出してくれというお話があったというふうに申し上げましたが、そういうことを考えてコミュニティ診断士を取っていただこうとか、あるいは海津市で講演をして、そこへ出ていただくとか、それから地区社協に入っていただくとか、いろんなことを今、それぞれお声をかけていただきながら進めているところでございまして、ただそれを、先ほど御紹介がありましたように、一つの形としてこういうのがあるからみんなで参加してくださいというようなものは、まとめたものはちょっとありませんので、そのところはちょっと検討していきたいなと、このように思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） 最後に1つだけお伺いして質問を終わりたいと思うんですが、市長がおっしゃったコミュニティ診断士というのは誰でも簡単に取れるものなんでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） ちょっと管轄外ですけど、危機管理監 三木孝典君、お願いします。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 当時かかわっておったということから、覚えている範囲で御答弁をさせていただきたいと思います。

当時、岐阜経済大学に鈴木誠先生がいらっしゃいまして、地域のそういったまちづくりについて積極的な方でした。そういった経済大学の中で一定の講座を受けて、その後、試験に合格した方についてそういった資格が与えられるというものでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

今お尋ねしたのは、例えば私でも取れるのかなということを思ったものですから。

〔「取れる」と呼ぶ者あり〕

○13番（伊藤 誠君） そうですか、わかりました。ありがとうございます。

最後に、御丁寧に御答弁いただいてありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、8番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 議長のお許しをいただきましたので、2点にわたってお聞きしたいと思います。

1点目は住民サービスについてであります。

7月22日の議会全員協議会において、確定申告相談会場を一本化することについて報告がありました。その折に、各会場では事前に地区ごとの申告相談日を割り振りして混雑解消を図っているが、各会場によっては空き時間や混雑時間に差があるため、申告会場を統一し、相談者の待ち時間を短縮するなど、相談業務を効率的、また円滑に運営するものと説明がありました。しかし、各会場での相談件数や混雑時間などの実態資料は示されませんでした。

これまで確定申告相談会は、市民の利便性を考慮して、旧町単位の海津会場、平田会場、南濃会場で開催されてきました。特に南濃町地域では、起伏に富み、南北に長い地形に配慮して、期間中、3カ所の会場を移動しながら確定申告の相談が行われてきました。市民の方からお聞きしたことです。会場が近いので番号札を取りに行き、一旦家に帰って仕事を済ませ、時間を見計らって、また相談会場に行くのだということでした。また、書類が不足していても家に取りに帰る、会場が近いからともお聞きしました。

現状はさきに申し上げたとおりですが、そこで、①各会場、日にちによつての相談件数な

どの資料を提供していただきたい。②市民にとってどういうメリットがあるのか、お聞かせください。③市民への説明と了承をどう得るのかをお尋ねいたします。

そして、この確定申告相談会場の問題は一例です。住民に直接影響のあることは、物事を決定する前に知らせることや意見を聞くべきものと考えます。

そこで、住民サービスをどのように捉えられているのか、また住民の意見を聞くことについての考え方を尋ねます。

2点目、災害対策についてであります。

近年、地球温暖化の影響でゲリラ豪雨などの異常気象が続いております。先日の台風接近の折、三重県や近隣の西濃地域では大垣市に警報が出ておりました。しかし、海津市では特に防災行政無線などの情報がなかったので心配だという声をお聞きしました。

そこで、市独自の情報提供は可能か、お尋ねします。

さて、防災・災害対策は、これまでも一般質問がなされたり、平成19年のハザードマップの配付や、平成24年度版を「市報かいづ」へ折り込んで全戸配付されているなど、他の問題より多く情報が市民に届いていると思われます。しかし、「これからの水災害に備える住民意識調査」にあるように、揖斐川が氾濫した場合の浸水想定区域図、長良川が氾濫した場合の浸水想定区域図を見たことがある人が31%という調査結果が出ています。これまでもハザードマップが配付されていたことや、浸水想定区域図が公表されていることを認識していない方が多いように感じます。

昨年、小学校区ごとに消防課が水災害研修会を開催していると述べられていましたが、これはハザードマップ、災害情報等の説明会と考えてよろしいでしょうか。

また、どこで何回開き、参加者は何人だったかということも問題になると考えます。結果をお聞かせください。

小学校区では、地域的に広く、もっと身近なところで水災害研修会を取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。

さらには、電柱など身近な場所にきめ細かく海拔を表示することによって日ごろからの意識啓発もできると考えます。以前に表示していくとお聞きしましたが、現在の状況をお尋ねいたします。

最後に、本当に大変痛ましい結果となった広島での土砂災害、本当に皆様にお見舞いを申し上げます。こうした土砂災害を教訓に、住民が地域の危険性を認識していないと避難行動ができない、もしくはおくれるようなことになるということを考えていくべきです。だからこそ、住民への説明を徹底するべきではないでしょうか。所見をお聞かせください。

以上2点について、よろしくお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の１点目の、住民サービスについての御質問にお答えします。

各会場、日にちによつての相談件数の資料の提供についてでございますが、議長さん、資料を堀田議員に提供してよろしいですか。

○議長（川瀬厚美君） はい、許可します。

○市長（松永清彦君） ことし２月に行われた平成25年分の確定申告受け付け総件数は、海津会場、南濃会場、平田会場、合わせて6,806件で、期間は、21日間行われました。そのうち、海津会場が2,696件、南濃会場が2,563件、平田会場が1,547件となっており、各会場の日によつては件数に差が生じております。

各会場の最高受け付け件数と最低受け付け件数の差につきましては、海津会場では、最高が192件、最低が80件で差が112件となっております。南濃会場では、最高が172件、最低が74件で差が98件、平田会場では、最高が108件、最低が45件で差が63件ございました。このように、日によってはあいている日や混雑する日に差がございますし、時間帯においても、午前中に混雑したり、昼からあいたりするなど、地区割りをさせていただいておりますが、各会場で違いが生じております。

そのため、申告相談会場を一本化することにより、これらの実態を改善し、相談者の待ち時間を短縮することと、あわせて業務の効率化を目指しております。

次に、市民にとってどういうメリットがあるのかについてですが、従来の職員による相談受け付け体制は、海津会場８名、南濃会場８名、平田会場３名、計19名で対応してまいりました。次回の申告相談より、受付職員を含め20名で対応させていただきます。相談前に受付職員を２名配置し、書類忘れや記入漏れがないかなど、事前にチェックをさせていただきます。

以前は、相談者の方をお待たせした結果、書類がないことがわかり、再度御来場していただき、御迷惑をおかけしておりましたが、受付を置くことで早い段階から対応することができ、事務の迅速化にもつながります。

以前の各会場では職員の人数により受付の配置に余裕がなく、一本化にすることで多数で対応することとなりますので、この体制が可能となります。

また、次回より相談開始時刻を午前９時から午前８時45分と、15分早く開始させていただき、昼の休憩時間も継続して相談を受け付けすることによって相談者の待ち時間を短縮する考えでおります。

また、他市町村のほとんどが通常時間がかかり、難しいと言われる株式譲渡や土地譲渡の分離課税、消費税の申告相談は受け付けをしておりませんので、期間中に税務署や出先機関

の大垣市民会館へ御案内している現状でございます。

海津市においては、これらの受け付けも住民サービスの一環として行っております。そのため、職員により高度な知識が必要となりますので、申告前に勉強会を行ったり、確定申告研修に参加したりして知識の向上に努めております。

御質問の内容にあります、従来の会場が近いので番号札を取りに行き、一旦家に帰って仕事を済ませ、時間を見計らって相談会場へ行くといった方や、書類が不足していても家に取りに帰る、会場が近いからといった方の会場の利便性につきましては、さきに申し上げました受け付け時間の延長や受け付け体制の変更により待ち時間の短縮に努めたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、市民の説明と了承をどう得るのかについてでございますが、7月22日の全員協議会において議員の先生より市民の意思を確認していますかという御意見をいただき、8月19日に開催されました自治連合会の役員会において会場一本化の報告をさせていただき、厳しい御意見もありましたが、一つ一つ説明をして御理解をいただき、確定申告会場一本化の回覧をしていただくことになりました。また、今後、継続的に「市報かいづ」やホームページ、窓口に掲示し、周知を図り、市民の方々に御理解をいただく所存でございます。

2点目の災害対策についての御質問にお答えします。

現在、本市が市民の皆様向けに行っております情報提供手段の一つといたしまして議員御質問の防災行政無線があり、これを補うシステムとして海津市広報無線専用ダイヤルがあります。この中には、無料で24時間以内の放送内容を確認できる0120-930-367番と有料で最新の放送内容が確認できるテレドーム、0180-995-367番があります。なお、テレドームでは多くの回線が確保され、ほとんど話中にならない点がメリットとして上げられます。

また、海津市メール配信システムの緊急災害情報では災害時の避難情報など緊急情報を、広報無線放送では、広報無線で放送された情報を登録した電子メールによりパソコン、携帯電話等に配信されます。

さらに、このほど海津市ホームページのトップページに「緊急情報」欄を設け、本市の災害警戒本部や災害対策本部の設置状況などをお知らせするようにしました。

一方、本市が発表した防災体制や避難に関する情報、災害情報などは、県の災害情報集約システムを通じて報道機関に連絡され、テレビのテロップなどで流れることとなっています。

このほか、市民の皆さんが現在の気象状況などを知る具体的手段として、岐阜県総合防災ポータルやXバンドMPレーダ雨量などがあります。これらには本市のホームページ「防災」からリンクが張っており、先日の台風の折にも、海津市災害警戒本部等においてこれらの情報をリアルタイムで監視し、総合的に勘案して、避難に関する情報を出すには至らないと判断をいたしました。

次に、昨年、消防課が自治連合会の御協力をいただき、おおむね学校区ごとに開催しました水災害研修会についてお答えします。

研修会は、平成25年10月6日から平成26年2月23日までの期間に10回開催し、参加者総数は延べ516人でした。会場ごとでは、10月6日、城山地区、南濃体育館、45名参加、10月19日、石津地区、働く女性の家、111名参加、10月27日、下多度地区、下多度小学校、42名参加、11月3日、高須地区、文化センター、64名参加、11月17日、吉里地区、サロン吉里、43名参加、11月23日、東江地区、東江小学校、74名参加、12月14日、平田地区、ふるさと会館、45名参加、12月16日、西江地区、西江小学校、26名参加、平成26年2月23日、大江地区、大江小学校、30名参加、石亀自治会、石亀集会所、36名参加という状況でした。

研修会の主な開催目的は、近年の台風の大型化に伴う市民の避難のあり方についてであり、早目の避難についての注意喚起を行うとともに、理解を求めるものでした。

議会全員協議会でも御説明させていただきましたが、避難訓練をより実効性あるものとするため、防災訓練や研修は、各地区が主体となって実施されています。平成25年度は、28回、延べ1,842人が参加しております。また、今年度は、今までに9回、延べ1,211人の参加をいただき、計画中のものを含めると、21回、3,000人を超える市民の参加を見込んでおり、より地域に根づいたものとなっていると考えています。

こうした機会を通じて職員がハザードマップの説明やメールシステムについての情報提供を行っており、今後も市民への説明を行うとともに、ディグ研修という危険箇所を地図上で検討しながら地域の危険性を認識していく図上訓練などを取り入れながら、市民防災意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

また、教育委員会でも防災ノートの作成を計画しております。平成27年度には、市内全ての児童・生徒が授業の中で災害のときにとるべき行動の仕方や災害に備えて準備しておくことなど、防災ノートを活用して学習していく予定です。さらに、家庭において災害時の避難場所や連絡方法、1週間分の食料などの非常持ち出し品の確認など、家族会議を開いていただけるような学習計画も位置づけております。このような学習を重ねることでも地域の防災力がアップすると期待しております。

最後になりましたが、災害の被害を小さくするためには、「自助・共助・公助」が互いに連携し、一体となることがとても重要です。市から避難に関する情報がなくても、災害の予兆である場合や不安に感じた場合には、いち早く避難するか、それができない場合には生命を守る行動をとる必要があります。今後も積極的に市民の皆さんへ啓発していきたいと思っております。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、まずは災害対策についてからお尋ねするわけですが、市独自の情報提供というのは今どうなっておるの。本当のところ言うと、どこまで勧告が出ているのかとか、勧告の手前なのかどうか、まだそこまでは行っていないのかというような、とりあえず今の状況をテレビで見ている人もあるかもしれないし、そこに何かテロップがあれば、ああ、そうなのかというふうなこともあるけれども、何も出ていないし、でも、周りはいろんなことが報道されるけれども、わからないので、先ほども広報無線で放送したことを無料の電話回線とか、テレドームとかで聞けるというふうなことを言われましたけれども、そういうふうだったら、状況をちょっと流して、そして最低でもどこまでかというのは難しいところでありますけれども、それこそ三重県の紀宝町はタイムライン、皆さんも多分御存じだと思います。災害対策ということで、ここのところNHKなんかで災害にどう対策、向かうかという報道の中でタイムラインというふうなことを報道されていたので、台風が来る、どれだけ前にはこういうことをするとか、そういうようなことも、今多分危機管理のほうでもいろいろ考えられているんじゃないかなと思いますので、その中に、そういった台風が来て、まだこちらのほうに全然来ていないけれども、何日前にはこういうことをするというような行動の一般的な目安みたいなものが多分出てくるかなあと思うんですけれども、またこの紀宝町なんかいろいろと調べていただけるとありがたいなあと思うんですが、そういった情報というものがふだん遠くにあると、いつの間にか、ああ、大丈夫だろうと思っていることが、やはり順番にこういうふうに動いていくというか、そういうこともそれぞれの地域でわかっているといいのではないかなあと思って、先ほどもそれぞれの地域で何人参加して、こうしたことが周知されているのかというのをお尋ねしたわけなんです。

今、10回で会場としてはすごく多い参加、100名というようなところもありましたけれども、全体で言うなら、市民の世帯数の四、五%ですよ、516名というふうなことで言うと。ちょっと遠いし、すぐ行けないしということで、こうした取り組みをもう少し地域的にも近い集会所で、特に危険なところに対しての周知というものをお願いしたいということを思います。

たまたまこれは市の対応を褒めるというふうなことになるのかなあと思うんですけれども、実際、土砂災害危険地域、ハザードマップを配られていますよね。その赤い地域があります。そこの方がいろんな説明会のときに参加できなかったら、後から連絡をいただいたというふうな。それから、その地域の雨音だとか、いろんなことにもっと敏感になったというふうなことをお聞きしましたので、そういったいい例も海津市であるわけですから、ぜひとも細かい単位での災害情報というものをお願いしたいと思います。

先ほど海拔のあれというのが、抜けたのかな、それとも私の聞き方が悪かったのかなと思

いますけれども、電柱なんかで海拔を表示というのをもう一回教えてください、申しわけないですけれども。

何といっても避難行動をする前には、やっぱり本当に周知されているか。このいろんな調査結果とか、本当に正確、しっかりしたよい、この想定区域だとかハザードマップだとかというのがあるものですから、その本当にわかっている人が30%というのは、なかなかちょっとつらいものがあると思いますので、その点について、この2点をお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） まず1点目でございますが、海拔表示の関係、ちょっと欠落しております、申しわけございませんでした。防災行政無線の各マストにつけるといことで、今、標高を調査するなどして準備を進めておるところでございます。

それと、幾つかお話があったわけでございますが、タイムラインにつきましては、先回の全協の折にも洪水時におけるタイムラインを出させていただいて御説明をさせていただいておると思いますので、今後、市民の皆さんにもそういったことをわかっていただくようにといことで進めていきたいというふうに考えております。

それと、500何名の参加者だったということについてでございますが、先ほどちょっと市長の答弁の中にもございましたように、各地区では本当に一生懸命に自主防災組織や自治会が中心になりまして避難訓練をしておっていただきます。先ほどの答弁の中にもあったように、ことは多分最終的には延べ3,000人を超える住民の方が参加されるというふうに予想しておりまして、そうした折に、危機管理課の職員が出向いてそういった説明をさせていただいておりますので、今後ともそういった活動は進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ありがとうございます。

海拔をパンザマストのところ、目につくところに確かにあると言いながらも、箇所的に言う、電柱ぐらいのところにあれば、もっと身近かなあとと思いますので、その点についてもちょっと検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどのタイムラインの話ですけれども、わかっているところだけがわかっているんじゃないで、本当に先ほども言われたように、それぞれの自治防災組織のところに危機管理の方が行かれて話されるということです。そういうふうなきめ細かいことをよろしくお願いしたいと思います。

もう1つの住民サービスについてのことをお願いしたいと思います。

先ほど市民への説明の会場とか日にち、こういう申告の受け付けの相談回数の資料を提供していただきまして、ありがとうございます。

50名前後ぐらいのところから150名というような人数が集まるところとかというふうにあるように思いますけれども、これを平らにならすということは無理だとは思うんですけれども、そのやり方として、海津会場、南濃会場、今までこういうふうにしてきたのが一遍にこの海津の会場に来て、本当に時間が短縮して、今、受付で振り分けをしますよと言われたけれども、一遍に来て、それで本当に時間短縮になるのかということに、普通に考えたら考えられないというふうに言われる人が多いですし、それとともに、市民への説明のところで、今回、7月22日に議会の全員協議会で言っていただきました。そのとき、同僚議員が市民への説明はというふうなことを言われたのを受けて、この8月19日に自治会の理事会の方、自治会の理事さんって何名ですか。たしか13名か、そこらじゃなかったか、お願いします。

説明会のとき、何人に説明されたんですか、8月19日。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 理事さんの数は15名でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 来てみえる理事さんの数を数えられないんでしょうか。全部の理事さんが来てみえて、15名、それぐらいすぐ答えてくださいよ。多分前に聞いたのは13名か何か、きちんとした数字がわからなかったのでもう一回聞いたんですけれども、それぐらいずっと答えていただいてもおかしくないじゃないですか。15名ですよ、市民に説明したとって。例えば理事さんに説明する前に、こういうことを皆さんに意見を聞きますよとって言ったわけじゃないですよ、どうですか。

○議長（川瀬厚美君） 税務課長 長谷川誠君。

○総務部税務課長（長谷川 誠君） 理事会に諮る前に、会長にはこのようなことをお話ししますということは、まずは言いました。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ここに会長さんがお見えになるわけではないので、例えば会長さんに言われて、じゃあ理事会に諮られるよというふうなことだけでしょ。中身の問題をその19日に諮って、そのときに本当にうんと言ってもらう、渋々にしてもよ。いろんな問題点を指摘されたというふうにお聞きしていますけれども、その上で、もう9月の「市報かいづ」に載るんですよ。そしてそれぞれの自治会のほうの回覧板に回すんですよ。それって最初から、もう聞くまでもなくやるよって、そういうようなことですよ。それって理事会に諮っ

たというのは、ただやったよ、そういったことをやったといったことを証明というか、そういうことのためだけに理事会に諮ったんじゃないんですか。

本当に市民に説明して御理解を得るというふうだったら、この理事会に説明して、さらには大きな全部の自治会長さんが来ていただいたところで話して、その自治会長さんがそれぞれの自治会で、こんなふうになるがどうやね。本当にもっといい方法はないかね。この皆さんが出していただいた、こうした人数のばらけだって、皆さんだって協力してもらえんかねということだって言えるはずでしょう。

その上、確かに多い時間、何かとある。その時間に行けないかもしれないということもあるかもしれないけど、この会場でも、せめてこの海津会場、そしてもう1カ所、順番に動いていなくちゃいけないかもしれないですよ。南濃の1、2、3会場、そして平田の会場、そういうふうに動くという方法だって考えられる、そうではありませんか。本当に住民の皆さんの意見を聞くなり、そういうことってどう考えてみえるんですか、ちょっとお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 税務課長 長谷川誠君。

○総務部税務課長（長谷川 誠君） 周知の方法としましては、全協のほうで議員の皆様へ報告しまして、そこでまた同じ繰り返しになると思いますけれども、住民の方はどうなのかというお尋ねがありましたので、自治会の連合会のほうでお話をさせていただき、そこで内容も説明していただき、そこで御了解を得れば各自治会に回覧という形で周知をしていただくということで御理解を得ましたので、そういう手段でやらせていただきました。

また、総合的な対応を一応考えたつもりで、一番目的としては時間を短縮するということで考えておりますので、よろしくお願いします。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 総合的に総合的と言われるし、それから住民の方への説明は、その15名の理事会の方に話して、そういうふうにそこで理解を得たという、それだけでというふうな言いわけみたいなことをするというのが市役所の行政のやり方ですかね、本当のところ言って。

汗をかくのが職員さんのお仕事じゃないですか。前に全協のときに、年に1回のことなのでお願いしたい、来ていただきたい。そうしたら、それは反対に、年に1回のことなので、これこそ職員さんが汗をかいてもいいじゃないですか。それが行政サービスでしょう、違いますか。

○議長（川瀬厚美君） 税務課長 長谷川誠君。

○総務部税務課長（長谷川 誠君） 結局、今の目的としては、いかに住民の方を少しでも待

たせないようにしたいということを考えまして、総合的に考えますと、こういうような形になったところでございますので御理解ください。よろしくお願いします。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） 待たせないと言うけれど、結局、これだけの人が来たら待たにやならんということはたしかだと思う。たとえどんなに1カ所に絞ろうが、どこでやろうが、待つ時間というのは絶対あると思うし、その待つ時間だけじゃなくして、ここまで来る時間というのがさらにふえるということなんですよ、近くでやらないということは。

私の前の伊藤議員のときに、今、65歳以上の高齢化率がだんだん上がってくるよっていうふうなことを、統計でも予想されるというふうに出てきましたじゃないですか。そういうことから考えたら、だんだんと余計に遠くまで行くのに車に乗ってということもちょっと気をつけないといけないだとか、それとか公共交通を使ってということがだんだんふえてくると思うんですよ。そういうことを、やっぱり気にしていないということはないと思うんですよ。そのときの答弁で、バスの時間をちょっと見てみたけれどというふうな全協での答えもありましたので。そういう部分にしても、本当のところ言って、住民の方からも言われたんですよ。今までだったら本当に近くで手軽に行けたし、人間のことなのでいろんなものを忘れてきたりもするけれども、すぐ取りに帰られた、そういうことも言われました。そういうことも考えて、やはりもう一度、検討し直しはできないんでしょうか。

それとともに、公共交通にしても、まだ来年の2月にはきちんとした、暫定的なものしかできていないんですよ。それなのに、何でここで変えるのか。もう一年延ばしてでも、もう少し余裕を持ってできなかったのか。

いつからこの一本化という話を考えられていたのか、それをまずお聞かせください。

○議長（川瀬厚美君） 税務課長 長谷川誠君。

○総務部税務課長（長谷川 誠君） この一本化というのは昨年度から考えていました。その中で、先ほども交通機関ということもありましたけれども、海津市内は、車で17分から20分あればこちらへ来ていただけるということもあります。今まで近くて5分で来られたとかがありますけれども、確かに2倍、3倍と車で来られる方にはかかるかもわかりませんが、ある程度そういう生活圏内ということを考えれば、15分、20分は、ある程度近いというふうにこちらは考えました。

あと、高齢の方には、できるだけバス、ちょっと今はありませんけれども、できるだけそういう形でお願いしたいということで、よろしくお願いします。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○８番（堀田みつ子君） 今、昨年から考えられていた。私どもに聞かせていただいたのは7月22日、これってどういうことですか。本当に住民の人にとってとても影響があることを、こうもぎりぎりになって言って、そういうふうにもう決めちゃってから言うわけでしょう。本当にそれでいいと思っているのか。

市長だって住民参加で皆さんの御意見を聞きながら、いろいろ頑張ってやっていくと言って、皆さんの御意見なんていうふうによく言われます。でも、結局何か決めるときに一部のの人に、今回でも一部のの人に御理解を得られたから、皆さんにお知らせしますよ。もうほとんど決まって、当然これはやりますよという、そういうことをやっていくということはどのように思っておられるのか。

それは、当然この申告会場の問題で言うならば、このやり方が問題だったら、また考え直すということを副市長も言っているけれども、それについてはそのとおりですか。このやり方があんまりよくないよというふうだったら、やり直してもらえるのかどうかということも1つと、それから、今そうやって決める前に皆さんに情報を出していく、そういうことに対する考え方というのを、市長さん、なかなか私がお聞きすることにはそう簡単には答えてもらえないんですけれども、ぜひ最後にお聞かせください。

○議長（川瀬厚美君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほどの御質問でございますが、たしか前回か前々回の全員協議会の折に松田議員のほうから御質問がございました。そのときに、今回、こういった形で全面的に制度を見直して申告をするというふうで御説明させていただいたわけでございます。どこかで不備なところが出てくれば、その点については改善をさせていただくと。でも、これが全部だめだから、またもとに戻すということはございません。その辺だけは、よろしく御理解をいただきたいと思います。

今、現状で想定しておりますのは、去年の受け付け件数が6,800件でございました。当然こういった方は、所得をお持ちの方が大半確定申告をされるわけでございまして、高齢者の方で年金だけをいただいている方とか、そういった方が住民税の申告をされるとか、いろんなケースがあると思うんですが、それなりにこの本会場まで来ていただける皆さんではないだろうかなあということは当然想定をしておりますし、今現状で堀田議員のほうも御確認しておみえになるように、バス等も相当の地域からこの庁舎のほうまで来ることができるということも確認をしておりますので、こういった制度のほうに今回踏み切って、新しくこういった形で申告を受け付けさせていただくというようなふうに決定をさせていただいて、御提案させていただいた次第でございます。当然、先ほど申し上げましたように、一部不備があれば、その辺は是正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 時間も参りました。これで堀田みつ子君の一般質問を終わります。

これより休憩に入りたいと思います。会議再開は午後 1 時からお願いします。

(午前 11 時 47 分)

○議長（川瀬厚美君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1 時 00 分)

◇ 浅井まゆみ 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、4 番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

○4 番（浅井まゆみ君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2 点質問させていただきます。1 点目、土砂災害対策、2 点目、内水氾濫対策について伺います。

昨年に続き今夏も局地的な集中豪雨により、広島や高山を初め、各地で土砂災害や浸水などの大きな被害が出ました。この場をおかりいたしまして、お亡くなりになられました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

幸いにも本年、本市では今のところ大きな被害はありませんが、どこの地域で起きてもおかしくない異常気象が続いていますので早急に対策を講じていかなければなりません。

そこで、まず土砂災害対策について伺います。

新聞報道によりますと、土砂災害が起きた広島市北部は真砂土と呼ばれるやわらかい地質が広がっているとされていますが、堆積岩などの比較的かたい地質でも土石流が起きたと見られることが専門家の現地調査でわかりました。専門家は、異常な大雨はどこで発生するかわからない、真砂土以外の地質でも山合いに住む人たちは、土砂災害に注意する必要があると警告しています。

また、地質がどうあれ、経験したことのない雨が降れば大災害は起こり得る、どうすれば住民に早く危険を知らせて避難してもらうかが最大の課題だとも指摘しています。

昨年 8 月に本市で作成されました土砂災害ハザードマップによりますと、土砂災害警戒区域に指定されているところは数十カ所もあります。その中には、1 次避難所が 11 カ所、2 次避難所が 4 カ所あります。いざとなったら、この区域の方々はどこへ避難したらいいのでしょうか。大変不安な思いでいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。本市の土砂災害警戒区域はどういった地質になっているのか。また、土砂災害に対するこれまで行ってきた対策、今後の対策をソフト・ハードの両面から伺います。

次に、内水氾濫対策について伺います。

本年 5 月 1 日に雨水利用推進法が施行されました。この法律は、雨水を貯留する施設を家

庭や事業所、公共施設に設置することを通じ、トイレの水や散水などに有効利用すると同時に、洪水を抑制することが狙いです。国と独立行政法人の建築物は、雨水貯留施設の設置目標を定め、地方自治体の建築物には努力義務を設定、地方自治体が家庭などを対象に実施する助成制度へ国が財政支援するほか、調査・研究の推進や技術者の育成にも努めるということです。

今年のゲリラ豪雨のとき、多くの方から道路の冠水被害についての御相談をいただきました。水は当然高いところから低いところへ流れますが、冠水する原因はその場その場で違いますので市全体の排水対策を考えていかなければなりません。これまでも河川の整備や側溝の整備など、できるところから対策はされていると思いますが、急増する豪雨に対し、被害を最小限にするためにもさらなる対策が求められます。

そこで、内水氾濫対策として、この雨水利用推進法にもありました雨水貯留施設を学校や公共施設に整備してはどうでしょうか。また、個人での雨水貯留タンクの設置に助成制度を設けて、個人や事業主にも雨水貯留タンクの設置を推進してはいかがでしょうか。

雨水貯留施設やタンクの設置が進めば、内水氾濫の抑制だけでなく、ためた水を災害時に利用できたり、節水にも役立ちます。既に全国では165カ所以上の自治体で助成制度を実施していますので、よろしくお願いいたします。

以上、市長の御見解を伺います。

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の、土砂災害対策についての御質問にお答えします。

今夏は台風や局地的豪雨により、各地で土砂災害や浸水被害が発生し、とうとい生命が奪われたほか、大きな爪跡を残しました。まずもって、お亡くなりになられた方、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、本市の土砂災害警戒区域の地質についてでございますが、このほど専門家から意見を聞きました。それによりますと、真砂土は花崗岩が風化して堆積した地盤で、土砂災害の発生しやすい地質とのことでした。養老山地は主に砂岩と泥岩から成っており、その中にチャートや石灰岩が混入している地盤で、いわゆる真砂土ではありません。しかしながら、安全かという点、そうとも言い切れません。

養老山地は、急峻な地形で、谷の出口は扇状地となっております。これは過去に斜面崩壊や土石流が発生して谷の出口に土石が堆積し、比較的緩やかな形状で締め固まった地形でございます。扇状地は、緩やかな傾斜で水はけがよく、農業等に適した地形で集落も形成されております。

幸い海津市では、市民の生命に影響するような土砂災害は近年発生しておりませんが、急激な大雨が降ったり、それが長時間に及ぶ場合は決して安全とは言えません。こうした状況を知り、早目の避難を心がけることが重要だと思っております。

次に、土砂災害計画区域に指定されている避難所についてですが、御質問にもあるように、土砂災害警戒区域内の避難所は、土砂災害危険時の避難場所としては好ましくないと考えております。現在、本市の避難所は、風水害と地震災害時の2つの区分しかしておらず、土砂災害、地震、風水害などさらに詳細に区分する必要がある、そのための選定作業を進めています。今後、より詳細な災害区分により、その種別を避難所の看板等に表示していく計画です。

堀田議員の御質問でもお答えしましたが、各自治会、自主防災組織の防災訓練や研修等を通じてこうした状況を市民の皆さんにお伝えするとともに、防災意識を高めてまいりたいと存じます。

また、土砂災害に対するこれまで行ってきた対策、今後のソフト・ハード両面の対策についてですが、ソフト面では、平成25年9月に土砂災害ハザードマップを約3,500戸の世帯と保育園及び小・中学校等に配付し、土砂災害の危険箇所を周知するとともに、平成23年に奥条地内で土砂災害を想定した避難訓練を自主防災組織や自治会により実施していただいております。

また、砂防の大切さについて、小さいお子様でも楽しみながら学べる施設としてさぼう遊学館が整備されております。

ハード面に目を向けますと、南濃地区では江戸時代から砂防事業に着手されており、平成25年度の土石流危険渓流に対する整備の着手率は81%となっております。この数字は、県内の全体着手率25%に比べて非常に高い状況であり、県内トップクラスとなっております。

最近では、平成23年度に馬ヶ瀬谷の砂防堰堤が整備され、下流の土砂災害特別計画区域、いわゆるレッドゾーンが解消されております。現在は、宇都宮谷付近の土砂災害特別警戒区域の解消を目的に砂防堰堤の建設を行っております。

今後もソフト面では、土砂災害を想定した避難訓練等の実施により防災意識の向上を目指すとともに、ハード面では、特に移転困難な避難所や要配慮者利用施設を含む土砂災害特別警戒区域を重点的に砂防設備の整備を行うと伺っておりますので、県へ強く要望してまいります。

なお、土砂災害発生箇所は、最優先に砂防施設の整備を行うよう、さらに強く要望してまいります。

2点目の内水氾濫対策についての御質問にお答えします。

雨水貯留施設は、宅地に降る雨を短期にためて、昨今の局地的豪雨による被害の低減や、

ためた水を利用することができ、節水や災害時の代替水源になることなどの効果が期待できます。

個人での雨水貯留タンクに助成制度を設けている自治体は、岐阜県内で2自治体あり、2万円から3万5,000円までの助成を行っていますが、大雨の前にタンクが空になっていなければ洪水調整機能が期待できない等、運用上の問題が指定され、昨年度、補助制度を廃止した市が1市あります。

当市には膨大な貯水機能を有する水田が随所にあり、洪水調整の役割を果たしております。内水氾濫対策としての雨水貯留タンクの必要性は低いと考えております。

したがいまして、現在のところ治水対策としては、公共施設等や個人、事業主による雨水貯留タンクの設置の推進や補助制度は考えておりません。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

土砂災害警戒区域の地質は、いわゆる真砂土ではないということでございますが、地質がどうあれ、最大の警戒が必要だということになってくるわけですが、報道によりますと、土砂災害危険箇所の調査から10年以上が経過しているので、現在の実態に即した正確な危険箇所を把握すべきだということが言われております。ですので、この警戒区域の調査は、当市ではいつごろ行われたものなのか、まず伺います。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） お答えします。

調査につきましては、土砂災害防止法が平成13年に施行されておりますが、これがもとになりまして、土砂災害から住民の生命を守るために土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難態勢の整備や一定の行為の制限を行うという法律でございまして、この法律に基づきまして、岐阜県が基礎調査を実施いたしました。海津市は、平成21年度に大垣土木事務所が基本調査を実施いたしまして、その後、住民説明等を重ね、平成23年4月に土砂災害警戒区域の指定が告示されました。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

じゃあ、10年はたっていない、まだ5年ぐらいということですね、わかりました。

それから特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンなんですけど、今の答弁によりますと、現在

では解消されているということで、今、一カ所もないということになっているわけでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） レッドゾーンにつきましては、土石流に対するレッドゾーンでよろしいでしょうか。

○4番（浅井まゆみ君） はい。

○建設水道部長（丹羽 功君） こちらのほうにつきましては、レッドゾーンとしまして21カ所ございます。ちなみに、イエローゾーンは36カ所ございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） では、解消されているということではないということですね、21カ所あるということで。

それで、ここに住んでおみえになられる方というのは何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 土石流のレッドゾーンの中には、現在、人家が2戸ございます。これは場所は宇都宮谷といいまして、現在、こちらの谷につきましては、大垣土木のほうで堰堤工事の実施をしていただいておりますので、来年度には完成する予定でございます。それによりまして、レッドゾーン内の人家はなくなるというようなことでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） わかりました。

昨年のゲリラ豪雨のときに避難勧告が出されたわけなんですけれども、そのときに避難された方は、全体でわずか十一、二人だということをお聞きいたしました。いざというときに、いかに素早く危機感を持って避難していただくかということが今後の課題かと思いますが、今回の広島での災害は、夜中ということもありました。それから、雨や雷の音がすごくて、また土砂崩れの音も何も聞こえなかったということもありました。避難勧告等を出すタイミング、また情報の伝達方法も今後課題になってくると思います。

先ほどタイムラインを示しているという堀田議員の質問にございましたが、今回の災害を受けて、政府は土砂災害防止法を改正する方針で、太田国交大臣は、土砂災害警戒区域に指定された市町村に住民の避難行動計画の策定も求める規定を盛り込んでいきたいということをおっしゃっております。秋の臨時国会にはこの改正を求めていくと思われまいますので、いち早く避難行動計画を策定され、地域防災計画に盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 今おっしゃったように、そういう動きがあるようでございますので、いち早く情報を収集しまして、前向きに積極的に対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔４番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○４番（浅井まゆみ君） よろしく願いいたします。

それから、昨年成立した改正災害対策基本法に地区防災計画制度が盛り込まれております。これは、いざ災害が起こったときにどうするか、前もって何を準備するかなどについて住民自身が自発的に立てる防災のための計画ですが、この計画を立てる単位に制限はなくて、自治会はもちろんのこと、企業、それから商店街とか学校単位、福祉施設など、目的や価値を共有している組織単位でもオーケーとされております。

既に自主防災組織でこういった計画を立てておられる自治会もあると思いますが、まだまだそこまで至っていないのがほとんどではないでしょうか。

この地区防災計画の国のガイドラインもホームページに既に公表されていますので、こういったこともPRしていただきまして、地域コミュニティでの共助による防災活動の強化の必要性を訴えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望で結構です。

次に内水氾濫対策についてですが、うちは田んぼがあるのでそんなものは必要ないということではないでしょうか。そうなんですけれども、では、何で今年の豪雨のとき、田んぼがあるのにあちこちで冠水したのかということを申し上げたいんですけれども、局地的な豪雨は大変だということではないでしょうかね。

それで、今年の台風やゲリラ豪雨では大変な浸水被害が出ております。津屋、志津北谷、それから津屋川、山除川などでも大きな被害が出ました。車が通れないほどのあちこちの冠水も見られました。南濃町南部のことで申しわけありませんが、山除川、長除川、田鶴川とありますが、当然低い田鶴川のほうへ全部来るということになりまして、排水能力が追いつかないということがありまして、もう少しであふれる寸前でございました。ということで、その後のこういったところの対策は何かとられてきましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 今の南濃南部のほうにつきましては、山からの谷水も受けたり、いろいろございまして、それを受けるのは山除川が主かと思いますが、山除川の一番流末には南部排水機場がございまして。どうしても排水機的能力自体は、こういう集中豪雨等ではなかなか能力で追いつかない部分がございまして、また河川の断面自体も狭小になってお

る部分もございます。こちらのほうもございまして、河川管理につきましては、大垣土木事務所のほうに、今現在、改修工事等を進めていただいておりますし、南部排水機につきましても、国が管理する排水機でありますので、国のほうへ能率アップ等の要望を毎回させていただいておりますのが現状でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○４番（浅井まゆみ君） はい、わかりました。

では、県や国のほうへ引き続き強い要望を、よろしくお願いいたします。

それから、現在、土砂災害、洪水、地震、それぞれのハザードマップがございますけれども、内水氾濫ハザードマップというものも作成する必要があると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 今、国のほうでは基準水位の見直しというところで取り組んでおられます。そのことを見きわめながら、今後、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔４番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○４番（浅井まゆみ君） では、よろしくお願いいたします。

実はこの貯留施設ですけれども、今、高山市のほうで駐車場に雨水貯留施設を設置する実験を行っているということを伺いました。まだ実験段階なので何とも言えませんが、できることはどんな小さなことでも、何でも試してみるという姿勢が大切ではないかということを感じました。

災害時には水道施設が使えなくなることもあります。雨水をためておけば、初期消火やトイレの水などにも役立ちます。雨水は流せば洪水になりますが、ためれば有効な資源となります。雨水を流すからためるという発想に変え、利用を進めていくべきであると思いますが、再度お尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 貯留施設につきましては、今の災害の面だけじゃなくて、言われるように、例えば家庭ですと庭木の散水とか、家庭菜園の散水等々、あるかと思いますが、節水には大変有効なことかと思いますが、今のところ、市のほうでその辺の補助をしたいというのは、市長の答弁にもありますように、難しいというようなことで考えておりますが、今後、将来それはどういうふうになっていくかは、またそのときに判断することかなというふうには思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○４番（浅井まゆみ君） 前向きに検討していただきますことを、よろしくお願いいたします。

防災は、自助、共助、公助の組み合わせ、コラボレーション、その意識改革と着実なハード事業の推進を今後もしっかりとお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、５番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

○５番（橋本武夫君） 議長の許可をいただきましたので、私は３点ほど質問させていただきますと思います。

まず最初に、下水道料金についてであります。

海津市の下水道料金は、市内のほとんどの地域では水道使用量を排除汚染量として算定されており、１カ月基本料金10立米1,728円、超過使用量172.8円／立米となっています。しかし、志津処理区、駒野新田処理区については、２カ月当たり施設管理費で3,456円、使用料、雑排水は１人２カ月当たり12立米、し尿は１人２カ月当たり４立米とみなし、１立米113.1円で計算されています。どのような理由でこの２処理区だけ下水道料金の計算方法が違うのでしょうか。私は、市内であればどの処理区でも同じ計算方式で下水道料金を算出すべきと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

続きまして、志津北谷の土砂災害危険性と避難所についてお尋ねいたします。

下多度地区にある谷の危険性は、災害の発生した昨年９月より下がっているのでしょうか。素人目に見てもそんなことはないと思います。土砂がたまり、草木が生え、倒木が放置されたままになっています。各自治会では市に対策をお願いしていると聞いていますし、私も市民の皆様から苦情をよく聞きます。

そもそも土砂や倒木の処理といったことは、住民、自治会が要望しなければならないことなのではないでしょうか。県・市が日常的に監視して、災害が起こらないように対処しなければならないことなのではないのでしょうか。市長はどのようにお考えですか。

これからの水災害に備える住民意識調査の結果が公表されました。その中で洪水災害時の避難施設として、みかげの森「プラザしもたど」を上げた人が2,539人の有効回答のうち、110人、4.3%いらっしゃいました。質問の設定が、堤防が決壊し、自宅が浸水し始めたときということですから、２次避難所である、みかげの森「プラザしもたど」へ避難するというのは正しい判断かもしれません。しかしながら、堤防が決壊するような雨量であれば、当然

土砂災害の危険性も高まっていることは想像にかたくありません。ところが、みかげの森「プラザしもたど」がある場所は、市の作成した土砂災害ハザードマップに示されました、この土砂災害警戒区域のど真ん中です。避難所へ避難したために被災する可能性が高い場所と言えます。このような場所を指定避難所とすることに問題はありませんか。市長の考えを伺いたいと思います。

3つ目、人口減少対策についてお尋ねをいたします。

いささか旧聞になりますが、5月に発表された日本創成会議のレポートによれば、海津市は、2040年、20歳から39歳の女性の数が5割以上減る消滅可能性都市です。これまでも人口減少に歯どめをかけることを最重要課題として各種施策に取り組んでこられたこととは思いますが、残念ながら人口減少傾向はとまらず、近年は毎年500人ほどの減少が続いております。これは、これまでの取り組みが不十分であったことの証明にしかありません。今こそ人口減少対策を専門に扱う部署を新設して抜本的な対策を打ち出さなければ、本当に消滅しかねないと危惧するものです。市長は、今後どのような人口減少対策をとられるのか、お聞きしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の1点目の、下水道料金についての御質問にお答えします。

橋本議員が述べられましたように、現在、海津市の公共下水道と平田町の農業集落排水の使用料金は、使用者が排除した汚水の量、水道水を利用されている方は水道の使用水量により算定し、1カ月当たりの使用水量が10立米までは税込み1,728円、超過使用料金1立米につき税込み172.8円としています。南濃町の志津農業集落排水と駒野新田農業集落排水施設は、施設管理費として1世帯2カ月当たり税込み3,456円と、使用料として雑排水は1人2カ月当たり12立米、し尿は1人2カ月当たり4立米とし、1立米につき税込み113.1円としています。

このような料金体系になっている理由につきましては、まず志津農業集落排水施設につきましては、他の地区に先駆け、昭和61年に事業着手し、平成2年より供用を開始しております。

事業整備費につきましては、この後に整備を始めた公共下水道事業のように、同意を得られました家屋に公共ますを設置された方から、定められた受益者負担金を納付いただきて整備を進めるのではなく、事業着手前に地域内の全ての方の同意を得ていただき、事業費の15%と補助対象外経費を地元にて負担いただき整備しております。

使用料の算定に当たっては、計画当時の志津地区の簡易水道はメーター器が設置されておらず、一律に定額の水道使用料を支払われている状態であり、下水への排除料が推定できなかったため、当時の南濃町の上水道を使用している世帯の水道使用量・世帯人員から1人8立米と設定し、また当時、当地域はくみ取りトイレがほとんどであったために、その中にし尿等による量が1人1カ月当たり2立米とし、志津地区全戸が接続された場合に施設の維持管理費を試算した結果、現行の料金となりました。なお、供用開始から施設の維持管理費が発生するため、接続前であっても全世帯から施設管理費を徴収することとしました。

そして、その後整備した駒野新田の農業集落排水につきましても、同様の手法で整備したことから、料金体系も同額としました。

その後の町村合併の調整において、3町の公共下水道及び平田町の農業集落排水につきましては、整備方法が同じで使用料金に差が少なかったため、使用料金を統一しましたが、志津と駒野新田の農業集落排水の使用料金につきましては、整備方法と料金に差があることから合併前の料金を引き継ぐこととしました。

以上の経緯から、当面は現行の料金体系を継続していく予定であります。

2点目の土砂災害の危険性と避難所についての御質問にお答えします。

まず、下多度地区にある谷の危険度が昨年9月の災害発生時より下がっているのかにつきまして、災害発生後、市では志津南谷の下流部で築堤復旧を行うとともに、埋塞土砂を約2,000立米撤去し、県では、志津北谷と志津南谷の合流点より下流で約4,000立米の堆積土砂の撤去を行いました。

また、志津北谷の主要地方道南濃・関ヶ原線より上流部につきましては、平成25年12月に県と市による現地調査で砂防堰堤の破損や倒木などが確認されました。このため、今年度、岐阜県により砂防設備等緊急改築事業として、破損している下流の堰堤から測量、調査、設計等を実施しており、今後、地域の安全度の向上につながると考えております。

次に、砂防施設等の点検パトロールにつきましては、岐阜県大垣土木事務所において管内の砂防施設を少なくとも3年に1度は点検することとしております。

また、災害発生のおそれがある雨が降ったときなどは、随時、県・市ともに点検を行っております。しかしながら、地元の谷の状況を最もよく御存じなのは、やはり地権者の方や地元自治会の方々と考えておりますので、今後も砂防施設の破損等が発見されましたら、情報の提供をよろしくお願いいたします。

次に、洪水災害時の避難所として土砂災害警戒区域にあるみかげの森「プラザしもたど」を避難所として指定していることは問題ないのかとの御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、土砂災害危険が高まるような雨がその地域に降っている場合には、避難所として活用するのは好ましくないと考えております。しかしながら、近年の雨の降り

方は、極めて局地的であることも少なくありません。さきの台風11号のときも揖斐川及びその支流の上流部において大量の雨が降ったのに加え、大潮の満潮時との関係から水位が下がるのには時間を要し、洪水対策を検討するまでに至りました。

さきの浅井議員の御質問でもお答えしましたように、現在、災害種別に合わせた避難所の選定作業を進めております。アンケートによる調査結果から、土砂災害の危険があるときにも土砂災害警戒区域内にある避難所へ避難を考えておられる場合も考えられることから、避難時における心得などを説明していきたいと存じます。

3点目の人口減少対策についての御質問にお答えします。

議員が御指摘のように、ニュース報道されました日本創成会議の地域別将来推計では、人口移動が収束しない場合で、若年女性人口が2040年（平成52年）に5割以上減少する市町村は896で、全体の49.8%、そのうち人口1万人未満に減少する市町村は523で、全体の29.1%となり、県内では当市を含め17市町村が消滅可能性都市として公表されました。

海津市の総人口は、2010年（平成22年）の3万7,941人、2040年（平成52年）では2万4,562人、20から39歳の女性人口が57.3%減少すると推計されております。

人口減少の主な要因としては、全国的には、晩婚化、未婚率の上昇といった結婚観の変化、晩産化に見られる出産・子育ての変化、若年層の非正規雇用割合の増加、仕事と家庭・育児の両立困難といった少子化問題が上げられます。

また、本市では、就学、就職、結婚に伴う都市部への流出による社会減なども原因と上げられます。

少子化対策では、国は、6月14日に「骨太の方針」を閣議決定し、女性の活躍促進や少子化危機突破に向けた方針を盛り込み、少子化危機突破のための緊急政策では、3本の矢を柱に推進されています。

1本目は子育て支援で、待機児童の解消や、子どもの多い世帯への支援など。2本目は働き方改革で、子育てと仕事の両立支援や男性の働き方の見直しなど。今回加わった3本目の矢は、結婚、妊娠、出産支援です。

また、岐阜県におきましても、今年度、少子化問題関連部門を一元化し、子ども・女性局を設置して少子化対策に取り組んでおり、7月28日には岐阜県人口問題研究会を開催し、県を挙げて対策に乗り出しているところであります。

本市におきましても、市の最上位計画である海津市総合開発計画では、人口減少に歯どめをかけることを最重要課題としており、企業誘致、職業紹介所の設置などによる雇用の場の確保や結婚祝い金贈呈、かいづ夢づくり協働事業の婚活事業への助成、特定不妊治療費助成、子宝祝金の贈呈、子育て支援サイトの開設、チャイルドシート購入補助、保育園での一時預かり、小学校区での留守家庭児童教室の開設など子育て支援策を展開しておりますが、議員

の厳しい御意見のように十分な成果が出ているとは言えないかもしれません。

議員が提案される人口減少問題を扱う部署の新設につきましては、人口減少問題が雇用、環境、教育、育児、交通、住宅など多岐にわたってかかわってくる問題であることから、総合開発計画を策定しております企画財政課で担当いたしております。

先日、岐阜新聞で報道されましたが、県と共同して実践的な人口問題の研究を行うため、第1回の人口減少問題研究会海津市部会を8月26日に、岐阜経済大学の竹内副学長や県統計課よりオブザーバーを迎え、企画財政課を中心に関係課職員を集め開催いたしました。オブザーバーの意見として、いかに社会減に対応していくか、地域に愛着のあるUターン者の促進策を図ってはどうか、子育て支援策で出生率を上げるのは限界に来ているかもしれないなどの意見が出されました。この研究会は、今後、市の組織を横断的に中堅職員を中心としたプロジェクトチームを編成し、引き続き研究してまいりたいと考えております。

当市では、ことし4月に設置しました職業紹介所で8月末までに延べ127人の方に御利用いただき、6件が就職に結びつき、9月からはオンラインによるハローワークの情報提供も可能となりますことから、さらなる御利用がいただけるものと思っております。

人口減少問題は、短期的にどうにかなる問題ではありませんが、現状を細かく分析することで中・長期的な対策を図り、また国・県の支援制度、対策を踏まえながら、転入促進、転出抑制に向けた事業展開や、さらなる少子化対策を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 初めにちょっと確認なんですけれども、先ほどの市長の答弁の中で海津市の若年女性の人口変化率、マイナス53.7%とおっしゃられたんですけれども、私の手元の資料だとマイナス57.3%で3と7がひっくり返っているんですが。

○市長（松永清彦君） 57.3です。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） では、改めて質問させていただきます。

最初の下水道料金についてなんですけれども、今、方式が違うという理由はお聞きしてわかりましたけれども、実質的に料金を算定してみると、ひとり世帯の場合、みなしの利用が8立米ということですから、一般の地域の方は1,728円、それに対して志津、駒野新田の人は1,728円に8立米分を足した、1,728円プラス904円という計算になると思うんですが、これでよろしいですか。

○議長（川瀬厚美君） 上下水道課長 中島哲之君。

○建設水道部上下水道課長（中島哲之君） 志津と駒野新田につきましては、施設管理料として2カ月3,456円でございますので、半分にすると1,728円ということになります。それに使用量の8立米を足したものであるということです。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） そうすると、ひとり世帯においては904円余分に払う。同様に計算していくと、2人世帯、3人世帯までがそれぞれ773円、295円高い。逆に、4人、5人になると若干下がるということなんですけれども、それでも4人家族で平均の利用量じゃなくて30立米までにすればほぼ同じ値段になるということで、どうしてもちょっと若干の割高感が否めないと思うんですね。

今、水道のメーターがついていれば、ちゃんとしたしっかりした使用立米数ってわかりますよね。水道料金も同じはずですから、別に同じように見直しをしても何ら問題なく使用量が出てきて徴収できると思うんですが、いかがですか。

○議長（川瀬厚美君） 上下水道課長 中島哲之君。

○建設水道部上下水道課長（中島哲之君） まず、1人当たりの使用量でございますが、25年の実績からいきますと、年間使用量を給水人口で割りますと約9.5立米になります。ただし、これは事業所とかも含めておりますので一概に9.5ということは言えないと思いますが、算定している8立米ぐらいになるのではないかと思いますので、大体妥当な線かと思っております。

それで、この料金につきましては、市長も説明させていただきましたが、当初設置するときに、このような経緯でなったものでございます。それで、その中に施設管理料として取られておりますのでどうしても割高になりますが、そういうことでこういう経緯になっておるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） ですから、経緯はわかったんですけれども、それでわかった上で見直しはできないのかということです。

○議長（川瀬厚美君） 上下水道課長 中島哲之君。

○建設水道部上下水道課長（中島哲之君） まず説明した経緯ですが、一応合併調整におきましてそのような経緯を踏襲するということになりましたので引き継いでおりますが、現在、公共下水道については整備途中でございます。また、受益者負担金につきましても、公共下水道が完成後、統一をするということになっておりますので、統一まではこういう感じで持

っていくのはどうかと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5 番（橋本武夫君） 公共下水道が完成するのが相当先になると思うので、それも問題だと思うんですが、そもそもこのシステムとして人数割をしていますよね。その使用実績が8立米というのも極めて妥当な数字だとは思いますが、人数をある一定の期日のその家の世帯の人数で決めているということらしいですけれども、窓口で聞いてみたんですけれども、その基準の日の前の日に住民票を異動して、基準の日の翌日に住民票を移したらどうなるのと聞いたら、ゼロとならざるを、数えられませんよねということになったんですけれども。逆に、駒野新田、志津地区にそんなことをする人はいないと思いますけれども、そこまで極端じゃなくても、長期の入院であるとか、単身赴任であるとか、住民票を異動しないまままでそこに住んでいらっやらない。当然、住んでいなければ水を使わない。ただ、住民票があるがために、その分だけ毎月課金がされてくるというのも、住んでいない人に対してまでというのはちょっと違和感があるんですが、その点いかがですか。

○議長（川瀬厚美君） 上下水道課長 中島哲之君。

○建設水道部上下水道課長（中島哲之君） 一応5月1日現在の基準日を設けて人口算定をさせていただいております。それで、長期入院とか単身赴任されたとかという場合には、現在でもそういう申し出をいただいて、証明できるものがあれば差し引きをさせていただいております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5 番（橋本武夫君） ただ、そういうシステムがまだまだ御理解できていない方というのもしらっしゃるようですので、きょう、これはいい機会ですから、そういうシステムがあるよと。もしも長期に住んでいない方で証明ができるものがあれば、その分はしっかり計算していただけますよということによろしいですね。

では、そういうことによろしく願いをしたいと思います。

次に避難所の件ですけれども、これは先ほどの浅井議員の質問とダブる部分が若干あるんですけれども、プラザしもたどは、土砂災害の危険があるときの避難所としては適切ではないということによろしいでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 好ましくないというふうに先ほど市長が答弁したと思いますけれども、ここで土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域についてちょっと御説明をさせていただきますと、土砂災害特別警戒区域というのは土砂災害により建

築物に破損が生じ、住民等の生命または身体に著しい被害が生ずるおそれがあると認められる区域ということでございまして、建物に破損が生じるということです。それから土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害により住民等の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる区域ということでなっております。

昨年、災害対策基本法が改正されました。その中で、指定、今は海津市の場合、避難所というだけで作業を進めておるといふふうに御説明をさせていただきましたが、この後、指定緊急避難場所と指定避難所というような2種類に区分することになると思います。指定緊急避難場所というのは差し迫ったときに逃げ込むところということと、指定避難所というのは長期間そこに滞在することができるという区分でございしますが、その作業を今進めておりますけれども、その中で国が言っておりますのは、指定緊急避難場所について、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴う火山現象、安全区域であるものということで、ただし、安全な構造であることに加え、洪水等の場合は、屋上への避難等が可能である施設についてはこの限りではないということになっております。

先ごろ新聞報道なんかでもされましたので御存じだと思いますけれども、指定緊急避難場所の状況について、先ごろの読売新聞では全国で31%だということで、その中でどうして進んでいないかというもののの中に、例えばある自治体では、ほぼ全域で土砂災害の危険が高いとされているまちもあるというようなことがあるわけでございます。そのあたりも含めて、先ほど浅井先生のときに答弁をさせていただいたように、どういった状況にしていくか、また全部外してしまうということになると、じゃあどこへ逃げればいいのかという問題も出てまいりますので、検討させていただくということで、場所としては好ましくないということなんですけれども、場合によっては2階は大丈夫というような場合もありますし、そのあたり検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 好ましくないというのは非常にわかりにくいんですよね。住民にとってわかりにくいんで、今、あしたにでもゲリラ豪雨がやってきて土砂災害の危険性が高まりましたと。避難指示なり勧告なりが出ましたというときに、下多度地区の住民、あるいはたまたまその近くにいた人がプラザしもたどに避難するのはいいのか悪いのか、どちらですか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 先ごろ土砂災害の今の地盤の関係も含め先生にお伺いしたところ、多分建物としては大丈夫だろうということなんですけれども、その周りは石が転がっておったり、水が流れておったりということで、そこへ逃げ込むまでの間にも危険があるということで、そういったことをすることというのは余り好ましくない。

できれば、イエローゾーンから離れたところへ時間がある場合は避難していただくのが最良の方法なんですけれども、この間の広島のと時のような場合も考えられますので、最低限命を守る行動をとっていただきたいというふうに思います。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5 番（橋本武夫君） それでは、3 番目の人口減少対策についてお聞きしたいと思います。

先ほどの話にもありましたように、日本創成会議のレポート、暗い、何%減りますよみたいな話ばかり載っているわけではなくて、数は少ないながらも人口減少に歯どめがかかっているまちもたくさんございます。

一例ですけれども、岩手県の金ケ崎町は、周りの市町村はほとんど消滅可能なところですが、1 カ所だけ減少率が低い。ここはなぜとまっているか、調べてみましたら、ここは1 万6,000 人の町なんですけれども、岩手県内最大の工業団地があると。2007 年においては4,400 億円の出荷額、県内第2 位だそうです。主な工場としては、トヨタ自動車東日本岩手工場、塩野義製薬金ケ崎工場、デンソー岩手、こういった我々でもよくわかっている名前の企業がたくさんそこに進出していて、働き口がたくさんある、そういう町は人口減少に歯どめがかかっている。

あと、宮城県の富谷町、ここは町といいますけれども、人口は4 万7,000 人以上、今もふえ続けていて、新しい国勢調査の結果が出たら市に移行するというプランだそうですけれども、ここは仙台市のベッドタウンとして非常に大勢の人がこの富谷町へ住宅を建てて住むようになっている。あわせて国道4 号線沿いに大規模な商業施設等々がたくさんありまして、私も実際通ったことがあるので非常に活気のある町だという感じがいたしましたけれども、イオンモールがあったり、今度コストコも進出するというようなことで、住宅と、それから商業施設での人のにぎわい、そういったものがあるところだと人口減少に歯どめがかかっている。

また、秋田県では、県内ほとんどの市町村が消滅可能な都市なんですけれども、1 カ所だけ大潟村が人口がふえているそうです。もうそれは言うまでもないでしょうけれども、干拓事業で農業基盤が非常にしっかりしたところ、こういったところは、村ですから人口3,000 人程度ですけれども、そういったまちでも歯どめがかかるということなんですね。

翻って海津市を見てみると、農業基盤もしっかりしている、もっとしっかりできる可能性がある。県内有数の観光地を抱えていますから、人の流入だって可能で、名古屋へも岐阜でも桑名でも通えるだけの距離にありますし、立地として非常に住むところに有利な条件だっていっぱいある。それにプラスして働き口があれば、例えば市長が構想しておられた工業団地ができていけば、より働き口があって住む人がふえ、人口対策となるというふうに、海津

市は可能性としては対策を打てる余地はいっぱいあると思うんですよ。今言った3つのまちよりも、さらに歯どめをかける可能性があると思うんですが、ただ、今のままではいけないということ、とまらないですから。やはりここは何か、企画政策課だけに任せるだけではなく、本当に市役所中、それから住民の英知を集めて何かしら総合的な対策を打っていかないと、このだらだらと、本当に絵に描いたような右肩下がりの状況はとまらないと思うんですね。そういった意味で新しい部署という提案をしたんですけれども、せめてそういった大胆な企画を出せるプロジェクトチームのようなものを考えられませんか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 金ヶ崎って懐かしい名前を、私がいたころに進出したところなんですけれども、今、人口がふえているという話を聞いて懐かしいなあと思っております。

私、皆さん方によく申し上げますけれども、姉妹盟約を結んでおります霧島市、前、国分市と海津町が姉妹盟約を結んでおりました。当時、姉妹盟約を結んだ折は、海津町が1万6,000人ぐらい、国分市が3万人でした。国分市にトヨタ車体、ソニー、京セラ、大きな会社が来まして、3万人が6万人になりました。これはどうしてですかとお聞きしましたら、飛行場が国分の近くに來たと、鹿児島市内から移ってきたということで、非常に若者がふえるまちになりました。

今、橋本議員さんからいろいろ御意見をいただきました。それを一つずつしっかりやっていくことだと思います。

それと、情報発信をしていかななくてはいけないと思っています。今おっしゃいましたように、環境はいい、住宅、住むのにはいい、それから観光地もある、それから農業の施設もしっかりしていると。それから、私はもっと宣伝をしなくちゃいかんのは、学校教育におけるいろんな支援策、どこの市町にも負けない、こういったものをしっかり情報発信していきたいのと、このように思っておりまして、そういったことにも力を注いでまいりたいと思います。覚悟を決めて努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） それでは、最後に、先ほど市長の答弁の中にもUターン者の支援という話もございました。当然小さいころ海津で育って、まちで働いて、定年後帰ってこられると、そういう方は非常に大歓迎なんですけれども、そういう方が帰ってこられるとき、例えば今ふるさと納税の制度があります。お礼の品も出ておりますけれども、ふるさと納税をしていただいた方に一定のポイントを毎年毎年ためていただいて、帰ってこられたときにそのポイントを使って何か市に、海津市にだけに特典があるよとか、そういった制度等々を考えられて、Uターンをする方がUターンをしやすい、これで海津へ帰ろうかなあと思う気持ち

にさせる政策、そういったものもお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） そのとおりであります、その前に、何とか出ていただかないようにできないかと。先ほど農業のほうの関係等では、今度トマト農家が毎年4人ずつ、海津市で就業してくれます。それから、無料職業紹介所を始めました。6人の方が職が決まったということですけれども、これもその人にとっては100%であります。こういったことをしっかりやっていくことと、それから先ほど申し上げましたスマートインターが決まりました。企業誘致にも努力をしていきたいということと、それからこの辺でもっといいことは、北は安八にスマートインターができる。南は、今度伊勢大橋がかかるんですけど、新しくなりますが、名古屋から来て、今右折ができない。あれも右折ができるように、今お願いいたしております。それから、この間、新聞に載りましたが、愛西市と海津市を結ぶ橋ですね、これは少し時間がかかりますけれども、こういったものをさらに進めていきたいと。そうすることによりまして非常に大きないい場所になる、こういう期待を持っております。

4,000人ほどの減でございますけれども、これは例えば何十万というとなかなか難しいんですけれども、挽回する可能性は十分にある、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） これで橋本武夫君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、2番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は1点、海津市に雨量計の設置を、質問相手は市長であります。

質問内容、近年の地球温暖化により世界のあらゆる国で大災害が発生をしております。広島市内で8月20日未明、局地的豪雨により大規模土砂災害が発生して、多くの死者、行方不明者が出ました。自然の猛威には人間は無力である、想像もつかないくらいの大災害である。ニュース・新聞等の記事を引用しますと、西日本に集中している真砂土は、地表より1メートルから2メートルの厚さで水を含むと粘着力が弱くなり、崩れやすくなる。花崗岩地帯に真砂土は多く存在する。表層部分が崩壊すると、堆積物を巻き込み山津波となり、土石流が起きる。養老山地の地質とは違います。

岐阜県内でも高山市では豪雨により2つの橋が流失し、3万人の市民に避難勧告が出されました。海津市においても去年のゲリラ豪雨により、南濃町地内に1時間当たりの降雨量106ミリを記録し、避難勧告が発令をされました。

今回の気象の用語として、広島市の大気の不安定な状況をバックビルディング現象と言われ、一般的に積乱雲は雨を降らせてすぐ消えるが、風上側から積乱雲が次々に発生をし、直線的に並び局地的な豪雨になる。

我が市には雨量計は、現在のところ、海津消防署、海津町の国土交通省木曾川下流河川事務所海津出張所と南濃町の南濃出張所の3カ所のみであります。新しい市独自の雨量計の設置場所の案としまして、市役所本庁舎、南濃庁舎、平田庁舎、みかげの森「プラザしもたど」の4カ所に設置してはどうか。

新庁舎もオープンし、4月からは危機管理局を新たに設け、自衛官出身者を防災専門官として配置をされた。雨量計を設置すれば、近隣の県・市町にも情報を発信し、協力ができる。市民の皆様がお住まいの地域の雨量がリアルタイムでネットやスマホで情報が得られるようなシステムをつくることにより、安心・安全なまちづくり、防災情報の先進地域になります。市長はどのように考えておられますか、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の海津市に雨量計の設置をとの御質問にお答えします。

現在、海津市内には南濃町吉田地内と海津町高須地内、南濃庁舎の3カ所に設置されております雨量情報は、ネット上の国土交通省「川の防災情報」や「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」などで公開されております。

また、このほか消防本部と消防署平田分署の2カ所に設置しておりますが、ネットワーク環境になく、公開できない状況となっております。

雨量情報として利用している隣接市町にある観測所は、養老町小倉の上多度小学校、輪之内町四郷、愛西市立田町船頭平、三重県いなべ市北勢町小原一色にあり、そのデータを判断材料にしております。

このように、現在、市内3カ所に加え、本市の近隣の雨量情報4カ所とXバンドMPレーダの雨量解析情報、さらに県の土砂災害警戒情報ポータルの土砂災害警戒判定メッシュ情報等をもとに対応いたしております。

藤田議員御質問のように、局地的なゲリラ豪雨や継続して同じ地域で激しい雨を降らせるバックビルディング現象などの場合は、現行の観測所の配置では不足する場合があります。このため、より多くの観測施設があることが有効ではありますが、これにより得られたデータを分析する能力や高い専門的知識も必要となります。このため、雨量計の設置基準など基本的な事項を踏まえて、必要性や設置場所などについて検討してまいりたいと存じます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔２番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○２番（藤田敏彦君） 近隣ともいろいろ協力し合ってやるということは、大変大事なことだと思っております。

新聞の記事でございますが、きょうも質問に大変土砂災害が多いわけでございますが、記事をちょっと読ませていただきますと、2015年の各省庁への概算予算要望の安心・安全の部門で緊急速報、メールなど気象の監視予測システムに国交省へ121億円、防災ダムや危険度調査など水害土砂災害対策として2,932億円、このような予算の要望が国交省のほうへ出ております。

この雨量計というのは、私、せんだて危機管理監のほうへ群馬県の伊勢崎市のこういう詳しいものをお出ししましたのですが、伊勢崎市はかなり密にこういうシステムを取り入れて、単品としては雨量計とか、そういうものは安いんですが、それを国交省のそういう雨量計とそういうデータをリンクさせて、それを気象台とか気象庁のほうへデータを送ったり、そういうシステムに非常にお金がかかるということは聞いております。

そこで、今回の土砂災害においてそういう予測システムにかなりの予算を要求しているものですから、そういう助成金といいますか、国や県に近隣の市町に協力もできまして、こういういつどこで起きても不思議でないゲリラ豪雨に対して、そういう助成金というものはあるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 先般、資料をいただきまして、国、国土交通省であるとか岐阜県のほうに照会をかけたところでございますが、現在のところ、市町村への助成の制度はないということで伺っております。

今後も情報につきましては収集してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔２番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○２番（藤田敏彦君） 非常に残念ですが、だけど国交省のほうも、こういう省庁への要望が出たら、これは考えなきゃいけないというあれになると思いますので、その節はよろしくお願ひをいたします。

岐阜県は清流の国と言われておりますが、清流というのは、我々の市でも西には養老山地を控え、またこの木曽三川とか、こういう風光明媚なところは、そういう危険と背中合わせのところでもあります。いざ間違えば、清流が濁流となり、土石流となり、またそういう洪水

のおそれがあるという非常に危険な地域でございます。

テレビを見ておりますと、岐阜県出身の代議士も、避難勧告、避難指示、こういうのは空振りであってもいいから早目に出すべきだという報道がされておりました。ぜひとも、そういう助成金はないかもしれませんが、これは非常に緊急を要すると思いますので、私の要望でございますが、12月の第4回の議会でも補正予算に上げていただいてはどうかと、私はそういうふうに思いますが、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 今ここで軽々に回答するわけにはまいりませんので、今後、検討させていただき、しかるべき対応策をとってまいりたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） いろいろ申しましたが、要望は本当はいかんですが、やはりこういう器具は、とにかくシステムづくりにお金がかかると。だけれども、安心・安全のために、先行投資という形でもって、ぜひ真剣に考えていただきたい。以上でございます。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君の一般質問を終わります。

これより休憩に入ります。2時25分まで休憩をいたします。

（午後2時12分）

○議長（川瀬厚美君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後2時25分）

◇ 飯 田 洋 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、1番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 議長のお許しを得まして、私は空き家の現状と対策について、それと災害対策、集中豪雨時についての2点について市長にお尋ねをいたします。

空き家問題に関心が高まっています。総務省が7月29日に発表した平成25年10月1日現在の住宅・土地統計調査結果（速報）によると、住宅の全国総数6,063万戸のうち820万戸が空き家で、空き家の割合は13.5%と、平成20年の前回調査と比べると0.4ポイント上昇し、過去最高を更新した。総住宅数は305万戸、空き家数は63万戸、それぞれふえ、過去最多となりました。

また、空き家率上昇の背景には、住宅を撤去して更地にすると固定資産税の軽減措置が受けられなくなるため、相続した住宅をそのまま空き家になっているケースがふえたことや、地方から都市部への人口流出があると見られる。また、今後、高齢化が進み、亡くなる方もふえていく、空き家対策がより必要になるともありました。

県内でも空き家対策が紹介されています。市・町外からの交流・移住を希望される方に空き家住宅情報を提供する空き家紹介制度、空き家情報バンク制度、空き家・空き店舗情報等の制度を設け、成果を上げている市町があります。

これらの空き家対策は、今後も使用可能な空き家を、場合によってはリフォーム、リニューアルを施し、再利用を目的とした人口増加につながる施策であります。問題なのは、長期にわたって放置され、老朽化が著しく、周囲に何がしかの影響を与えている空き家であります。また、近い将来、そのような状態になると思われる空き家があります。空き家自体のほか、敷地内に生い茂り、公道等にはみ出し、交通の障害にもなる周囲の樹木も含まれます。

このような空き家にも所有者はあります。しかし、これらの空き家は所有者が不動産をもてあまして所有放棄状態、もはや所有者の手に負えない所有破綻の状態が本来の姿であります。

こういった空き家が周囲に被害をもたらした場合、あるいは被害が予想される場合は、行政が空き家の所有者に対し適正な管理のため、指導、勧告、命令、公表等を含んだ条例を制定する市町がふえてきました。

本市でも、今後、空き家は増加すると思われますので、早くからの対策が必要であると思います。

そこで、1つ、先には災害にもつながる、こういった空き家について本市においてはどのような状況下にあるのか、把握されている実態についてお尋ねをいたします。

2つ目、また今後の対策についてもお尋ねをいたします。

次に、災害対策（集中豪雨時）についてお尋ねをいたします。

8月中旬は、台風11号襲来の前後から降雨が続き、時には豪雨に見舞われ、テレビのテロップによる気象情報のほか、メール配信サービスによる地域ごとの注意報・警報の発令、解除、水防団待機水位に達しました等の情報が繰り返し入ってきました。

地域防災計画の修正、危機管理課（室）が設置され、新庁舎での災害警戒本部の設置及び運営について事務及び業務に当たられた皆さんには、大変お疲れさまでした。

このたびの平成26年8月集中豪雨では、局地的豪雨により広島市で大規模な土砂災害が発生しました。多くの死者の発生に対し、避難勧告のおくれも指摘されています。

そこで、本市の本部の場合、1つ、今回の気象条件下において実際にとられた組織活動は、どのような行動までをとられたのか、お尋ねをいたします。

また、気象の変化、危険度の上昇において、どのランク、避難準備情報、避難勧告、避難指示等がありますが、どこまでを想定して緊急時の即応について備えられたのでしょうか。

2つ目、本市にも「土砂災害ハザードマップ」があります。その中で次のように記載されています。周囲の状況や避難状況の確認、土砂災害には前兆が見られる場合があります。周りの状況を確認することで早目に避難できるようにしましょう。

次のような状況を確認したら、避難が必要です。

1. 気象状況は、大雨が降り続いており、今後も激しい降雨が予想される。土砂災害警戒情報が発表されている。

2. 家の周りの状況は、いつもあふれたことのない河川が氾濫してる。また、氾濫しそうである。

3. 周囲の溪流や崖の状況は、以下のような前兆現象が見られる場合がありますとして確認項目が羅列されております。

雨量や水位は機械的に測定でき、そしてリアルタイムで情報が入ってきます。しかし、この前兆というのは災害を未然に防ぐ、減災のために非常に重要で必要な情報ですが、この状況の把握には経験も必要であります。地域に住んでおられる方が一番敏感に感じ取れることと思いますが、この重要かつ必要な情報の収集は、どのような手段、ルートによってなされているのか、また生かされていますか。

3つ目、昨年10月6日から本年3月31日の間に「これからの水災害に備える住民意識調査」と表して、各自治会を通じて配付・回収したアンケート調査の基本集計表を見ました。

その中で、海津市から避難情報等が発表された場合の情報の伝達状況についてお尋ねします。

1. 雨が降っているときで窓を閉め切っている状態で、御自宅から屋外のスピーカーから音声を聞き取ることができますかの問いに対し、聞き取りづらいが57.9%、全く聞こえないが28.7%。

2つ目、広報車による情報の伝達が行われた場合、御自宅内から伝達内容を把握できると思いますかの問いに対しては、把握することができるが50.5%、把握することができないが49.5%の比率でありました。

この数値から補完する対策は考えられているのか、お尋ねをいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の1点目の、空き家の現状と対策についての御質問にお答えします。

まず、当市の空き家率につきましては、平成20年住宅・土地統計調査における県内市町村別空き家率では、住宅総数1万2,670戸のうち空き家数は1,530戸で、12.1%の空き家率であり、岐阜県全体の空き家率14.1%と比較すると、2%下回っております。また、県内の空き家率の最大値は24.5%で、最少値は7.1%の状況であります。

なお、現時点では、平成25年の住宅・土地統計調査の市町村単位の数値が公表されていないため、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

空き家とは建築物等が居住その他の使用がされていないものであり、空き家になる要因や空き家の実態状況もさまざまであり、近年、全国的に増加傾向にあります。当市も例外でなく、特に防災面、防犯面における市民の安全を危惧するものであります。

飯田議員の御指摘のとおり、建物等が長期にわたって管理されず、老朽化が著しく、周囲に何かしらの影響を与えている空き家が問題であります。そのため、現在、市では自治会からの情報により、市道沿いの倒壊のおそれがある危険度の高い空き家3棟を所有者へ適切な管理をお願いするとともに、巡視による経過観察をしています。

建築基準法では、建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めており、基本的には空き家も個人の私有財産であり、個人が管理、運用すべきものであることから、所有者等による適切な管理が求められているところであります。

そのため、これら空き家対策につきましては、岐阜県において建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、各個別法の担当部局と連携し、危険空き家に対する適切な対策を図ることを目的として、平成26年7月17日に空き家対策協議会が設立されました。

現在、当協議会において空き家等対策に係る対応指針及び危険空き家等対応マニュアルを策定中であります。

本指針では、著しく保安上危険である状態や衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理がなされていないことにより景観を損なう状態、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家を「特定空き家等」とし、老朽化や損傷により倒壊の危険がある空き家を「危険空き家等」としております。

また、県、市町村、民間事業者の役割や連携方法を明確化するとともに、具体的な対策として、特定空き家等の解消と特定空き家等にしないための予防の2つに分類し、危険空き家等への対応、適正管理、利活用の3つの観点から総合的な対策を図るものであります。

これら指針等の策定後は、当市におきましても空き家で懸念される防災性、防犯性の低下、衛生・景観の悪化に対し、関係各課で連携し、取り組んでまいります。

2点目の災害対策（集中豪雨）についての御質問にお答えします。

まず、台風11号襲来時の本市における対応についてお答えします。

台風が九州の東の海上を北上しているころの台風の進路は、8月10日の未明に東海地方に最接近するとの予想でございました。前日の9日夜の初めごろから美濃地方で風雨ともに強まることでしたので、9日の午前8時30分から危機管理課と建設課、消防本部の一部職員による7名態勢にて災害情報集約室を開設しました。この段階では台風の勢力も強く、市に与える影響も考えられることから、進路と速度、強さなどの情報を収集し、接近する1日半、もしくは1日前の避難の必要性について検討をしておりました。

午後2時10分には大雨洪水強風注意報が海津市に発表されましたが、午後4時ごろまでの市内の降り始めからの積算雨量は約60ミリで、台風の速度も非常に遅く、進路予想から四国に一旦上陸した後にこの地方に接近するとのことから、この段階において避難に関する情報を出す必要はないとの判断をいたしました。

三重県の各市町に午後5時20分に大雨特別警報が発表され、隣接する桑名市にも午後6時1分に発表されました。災害情報集約室では、台風の予想進路に加え、雨雲の動き、雨量情報、河川の水位に注意して警戒しておりました。

午後9時15分に海津市に大雨警報、洪水警報が発表されましたのを受け、災害情報集約室から災害警戒本部に格上げを行いました。このときは29名の職員にて警戒業務に当たりました。

翌10日には雨が小康状態になったものの、午前10時ごろより台風の吹き返しの風雨が強く、午後0時30分に瞬間最大風速38メートルほどの強風を記録し、市内の各所で倒木などの通報があったことから、担当職員が対応に追われました。

午後3時20分ごろからは20メートル以下の風速になり、10日の午後6時53分には大雨警報、洪水警報が解除となり、注意報の発表に切りかわりましたので、災害警戒本部を解散し、災害情報集約室を再び設置しました。

しかし、その後、揖斐川上流部に降った雨が大潮と重なったことから今尾の水位が上昇し始めたため、午後7時に消防団長が災害情報集約室に加わり、消防団の対応について継続的に検討を行いました。

その後も揖斐川と津屋川の水位を注意深く監視しておりましたが、11日午前5時近くになると上流部の雨も小康状態になり、水位が氾濫注意水位を下回って下がり始めましたので災害情報集約室を解散いたしました。

なお、今回の台風対応では休日に重なったことから、事前に職員の体制と避難所の開設についてグループウェアのメールで連絡するなど準備を整えておきました。

また、避難準備情報を発表する必要があるかの協議は、9日と10日の午後3時ごろに行いましたが、それぞれその段階では必要ないとの結論に達しています。

次に、土砂災害ハザードマップにおいて土砂災害の前兆現象で記載し、注意喚起をしていることについてでございます。

土砂災害が発生するおそれがあるときは、迷わず避難してくださいとの記載がしてありますが、これは自助・共助を促すためのものでございます。しかしながら、市民の皆さんからさまざまな災害情報を得ることは大変重要なことであり、今後は、「市報かいづ」による啓発や、各自治会、自主防災組織の防災訓練や研修の折に情報提供のお願いをしてまいります。

また、自治会、自主防災組織の中で情報共有をしていただくことは迅速な避難行動につながり、減災のために有効であり、防災会議の部会などで自助、共助、公助のあり方について検討してまいります。

続きまして、3点目の住民意識調査の結果についての御質問でございます。

堀田議員の御質問でもお答えしましたように、防災行政無線は情報伝達手段として欠かすことができません。これを補完するシステムとして、海津市広報無線専用ダイヤル、海津市メール配信システム、海津市ホームページの緊急情報を運用しております。また、市としても、防災行政無線の運用方法について、サイレンの吹鳴の後に緊急情報を2回復唱してお知らせしておりましたものを、3分、もしくは5分後に再度放送するなど、聞き逃された方への対応策を講じてまいります。

昔の建物と違い、現在の建物は密閉性や防音性が高くなっているなど、外の音が聞こえづらい構造になっています。大雨が降っていることさえわからない状況になっている場合もあり、市民の皆さんには自分の周りの危険情報を知るための努力をお願いしたいと思います。

また、市では、自治会、自主防災組織の中で情報連絡網や、隣家などの少人数の班で行動をとるなどの対策をお願いしております。こうした共助の考え方は、大規模災害時の情報伝達手段がなくなった場合、非常に有効であると考えております。自助・共助・公助が互いに連携し、一体となることにより減災を進めていきたいと思っております。

議員の皆様方にも、自治会、自主防災組織の活動にお力添えをいただきますようお願いいたします。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、最初の件数というのは3棟ということではよろしかったですね。

最初に申し上げました統計数値、比率というのは、賃貸借住宅等の空き家も算入されたもので大きな数値になっていると思います。私が主とする空き家について答弁をいただきました。

た。3棟、所有者に管理を依頼していると。それから、巡視、あるいは経過を視察していると。それから、この空き家に対してはいろんな法律が絡んでくるということで御答弁をいただきました。

私の感じでは、率直に申し上げまして、非常に少ない数値かなあと。ただ、この数値は、現在苦情もあり、現実には差し迫った状態にある件数のみかなあと、そんなようなふうに思います。

問題なのは、今答弁をいただきました3棟のような空き家であります。こういった状況にある空き家も含めて増加したことにより、国や地方公共団体もこの空き家について本腰を入れるようになってきたと思います。

答弁もありましたように、岐阜県においても本年7月17日に空き家に関する協議会が発足したということでございますが、こういった状況から、県内でもまだ具体的な市内全域の調査、把握には至っていない状況かなと判断いたします。

しかし、空き家に対処する条例を制定している地方自治体がふえてまいりました。条例の目的となりますと、1つは景観や生活環境の保護、1つは防犯・防災の安全確保にあるといえます。しかし、空き家の対応にはいろんな法律が絡んでくるということですが、本市の担当窓口といいますか、県協議会のメンバーはどの課になりますか。まず、それをお尋ねいたします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 空き家に関しましては、各課いろいろ関係するところもございまして、今のところ、どの課が担当するかというのはまだ決まっておりません。

今後、県が設置しました協議会の中でいろいろ、実際に何をしなきゃいけないのかということもありますので、その辺を検討しながら、今の協議会の中でもいろんな課の代表が各市町でも来てみえますので、その中でいろいろお話をしながら、どこが一番窓口がいいかというのも決めながら進めていきたいという形で考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） それでは、県の協議会の会議も進められていきますので、よろしくお願いいたします。

次に、条例制定済みの市町村についてちょっと御紹介をさせていただきますんですが、大きく分けまして、行政が空き家の所有者に対し適正な管理のための指導、勧告、命令、公表、こういったものを含んだ条例がございます。また、さらに踏み込んで空き家の撤去に行政代執行を含んだ条例をつくっている市町村、あるいは解体費用を補助する内容を含んだ条例のところもございます。

ただ、この３つ目の費用の補助については、私有財産の撤去について公費を支出するには非常に問題があると、そんな意見もございます。

しかし、行政代執行をする場合には、多くの事務手続に加え、この代執行の費用の回収ができないケースが多々あると、それならば平和的な撤去をしてはどうかと。

そういったことを比べますと、例えば東京足立区の費用補助、この場合は解体費用の９割、上限が１００万円、それから和歌山市の場合でも助成の規定を含んだ条例を制定します。こういった判断のもとに、この３つ目の条例を制定する区、市がございます。

そこで、答弁にありました、発足した空き家対策に関する協議会でマニュアルの作成中とありましたんですが、このマニュアルの目指す内容はどのようなものか。また、そんなに期間はかけられない状況であると思いますが、完成はいつを目指しておられるのか。そして、このマニュアルの制定後にはどのような事務事業が予定されているのか。この点についてお尋ねをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） お答えします。

県の空き家対策等対策協議会につきましては、まだことし７月発足したばかりでございますので、実際まだ細かいところまで協議内容、審議内容が、まだ済んでおりません。その中で、今県が目指しておるのは、今申しましたような空き家等対策対応マニュアル、これは県のほうでつくっていただけるものかと思っておりますが、それも市町村並びに関係する民間団体と、それも全部メンバーに入っておりますので、その中で協議をしながら進めるものであると思っております。

また、市町村につきましては、地域の実情を一番よく知っておるのが市町村でございますので、その辺の各市町でどのような対応をしたらいいかというのも、各市町村なりにまた考えたり何かし、また危険空き家等だけじゃなくして空き家を利活用するような形で、空き家をリフォームしたり、空き家バンクをつくったり、そういうのもこの今の協議会の中でいろいろ審議されるものと思っております。

それで、まだ始まったばかりですので、いつまでにこれができるというのは今ではちょっと御返答できませんが、うちの方針としまして、今、空き家対策に大分力を入れておりますので、そう長い期間はかからないかとは思っております。

〔１番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○１番（飯田 洋君） まだ発足したばかりで、なかなか何も決まっていないような状況ですけども、これから順次進められると思いますけれども、先ほど最初の答弁にございました３棟、私の身近にもこういった状況、この数の中に入っておると思いますんですけども、

現時点ではお願い、あるいは巡視で、何とか持ちこたえている状況の空き家だと思います。既に手を加えなければならない状態に陥っている空き家だと思いますので、ぜひこの県のマニュアル、あるいはそれに基づいて海津市での先ほどの事例を述べましたんですけれども、先進地の条例がございますし、条例の目的でございます景観や生活環境の保護、あるいは防犯、防災の安全確保という面から、ひとつ実効性のある、行動がとれる、まず安心できる条例の制定も含めまして早急な整備をお願いします。

次の問題に入らせていただきます。私の前に4人の方が災害対策関係について質問されていますので重複するところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

今回、台風の接近から、その後の降雨が続き、9日から10日、11日まで災害に対して災害警戒本部が設置されたと。非常に長丁場でございます、説明をいただきましたんですけれども、お疲れさまでございました。

私は、これまで通常、警報が発令された場合に、この設置要綱がございますけれども、これに基づいて災害警戒本部の設置が最初と思っておりましたんですけれども、今回の説明で、今回のように台風の襲来が早くから予想された場合、状況によって災害情報集約室が立ち上げられ、対応されていたということでございます。

最近観測機器の設置がふえ、地域区分ごとの情報がリアルタイムで収集できるようになってきました。気象情報や河川の水位は、市のホームページで市民も共有できるようになっていますし、上流部の雨量や河川の水位から、下流部の本市の状況も予想できるようになってきたと聞きました。

このような状況から、今回も避難準備情報等の発表の必要性の協議につきましては、9日の状況下でも必要なしと結論づけたとのことでございます。

今月の5日に県と県内防災担当者との会議がございました。新聞でも発表がございましたんですけれども、会議では被災した高山市や避難勧告を発令した高山、岐阜、関、下呂、飛騨の5市、こういった状況報告もあったと思いますが、そこで、今回の室、あるいは警戒本部の設置から廃止までの行動記録は残されていると思いますが、この本部の開設ごとに検証といいますか、反省会といいますか、次回に備えてこういったことが常時なされているのか、このことをお尋ねします。

これから市民もホームページ等から同じ情報をのぞいておりますと、本部に対していろんな情報が入ってくると思うし、御意見もあったのではないかなあと、私、そのように想像しております。

今後、災害時でのホームページの利用が拡大していきますと、情報や意見や、また電話ばかりでなく、メールでの情報、意見、あるいは問い合わせがふえ、この情報の収集とともに大事なのが、この情報をさばくことが非常に重要になってくるのではないかなと。この情報

をもとに、本部が行動をシミュレーション、あるいはシチュエーションをするとなると、この災害情報集約室は非常に重要であったと思います。最初の説明の本部、29人の中での行動について、5日の県の担当者会議に照らして、さらに改善、整備する資機材も思い浮かんだのではないかと思います、こういった本部の開設ごとに検証、反省会というのは、その都度催されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 災害は、いつ起こるかわかりません。何度も今までもそれに、そこまでは行かないにしても、大雨が降ったりということがございました。その都度、検証を行っておるところでございまして、完成した形はないということで、その都度、その都度、マイナーチェンジを繰り返しながら、よりよい方向にということで考えております。

反省会等を行っているのかということなのですが、各セクションにメールで照会をかけたリしながら実施しておるところでございまして、例えば今回、補正予算でもお願いをしております職員へのメール配信システム、これも災害警戒本部が設置されたり、対策本部が設置されたというのはあれなのですが、その後、解除になったかどうかともわからないというようなこともございますし、今後、大規模な災害が発生したときにマンパワーが必要になります。そういったときに対応する職員が安否が確認できないということであれば、どういうふうに進めていっていいのかということもわかりませんので、今回、補正の中でもお願いをしておりますが、こういったシステムの導入、あるいは情報の集約の方法についても御意見がありますので、今、随時それぞれ検討しておるところでございまして、以上でございまして。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 今回のように、たまたま県内でも被災市があったということで、県のほうで担当者会議がありました。こういったことは非常にお手本といいますか、参考になると思うんですけども、できれば参考にするような、被害を受けないようにしたいと思いたすけれども、今回で整備する資機材等にも及んだと思いたすけれども、ひとつ整備をされていきたいと思いたす。

次に、防災マップにある前兆についてちょっとお伺いをします。

河川の場合ですと、一定の水位が上昇した場合、ガマが噴くというのがございます。これは堤防の災害につながる前兆でございましてけれども、ただ最近では堤防の強化とかダムの関係でそういったところは少なくなって、水防団が常時見回るといことは少なくなりましたんですけれども、ただ、そういった場所が残っております。

それで、これは河川の場合ですけれども、本市の場合、さきに答弁で本市の山の土質の特

徴が述べられましたんですけれども、本市の場合、土砂災害警戒区域と言われるからには、このような特に常時見回りを必要とする箇所、例えば砂防ダム、堰堤、谷、沢等の山合い特有の、場合によっては災害に発展する前兆現象というのはあるのでしょうか。そういった場所というのは把握されておるのか、この件についてお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） お答えします。

溪流の場合ですと、水が濁ったり、いろいろな状況はあるかと思いますが、実際どこでそれを確認するかということになるかと思うんです。谷をずうっと上がるわけにはいきません。というのは、道路がない谷もありますし、車も入れないような谷もございますので、実際監視等をする場合には、例えば県道の南濃・関ヶ原線を走りまして、各谷のところにあります橋の部分から上下流を確認したり、また津屋川とか山除川の谷の合流部分、特に土砂等も発生すれば、その辺が一番よく被害が出る部分もあるかと思いますが、そういうところを道路パトロール、河川パトロールとあわせて一緒に土砂災害の現場等と思われるところも監視しております。

箇所といっても、ここというやつは、正直ございません。というのは、市内には基本溪流が26ございます。その溪流全てを一応巡視の対象として、監視体制に入ってパトロールをしております。特に最近は養老町境にございます風呂谷とか、志津北谷・南谷、あの辺で土砂の発生等が多くて、県と協力しながら土砂監視等を進めており、またその原因とするのは堰堤等がないということで、そちらのほうも施工を要望して、現在も施工中のところもございますし、特に土砂災害といいますのは、土石流が一番、もし発生すれば被害の範囲も広くございますので、その辺を中心に進めております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） マップには、こうも書いてございます。確認のために危険な場所に行くのは避けましょうと。そうすると、離れた場所で情報を得る、キャッチする機械設備が必要になってくると思いますけれども、さきに雨量計の提案もございましたんですけれども、一番異常をキャッチする、いろんな設備がありますんですけれども、例えば地盤傾斜計、地盤の変動をキャッチするワイヤとか、地盤や土圧の変動で起動するチューブスイッチ等が上げられますんですけれども、本市の山の形状等に対して、こういった設備というのは必要といますか、有効な場所というのは考えられるのでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 事前に感知するシステムということでございますが、以前も県のほうにも聞いたことがございますが、実際こういうものを設置する時期といますか、

状況というのは、災害が発生した後、2次災害を防止するために設置するようなことという
ような形で聞いておりますので、通常の状態から感知システム等を設置するということは、
今のところは県としても考えていないというような返事をいただいております。

○議長（川瀬厚美君） 時間でございますので、これで飯田洋君の一般質問を終わります。

◇ 赤 尾 俊 春 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、3番 赤尾俊春君の質問を許可します。

赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） 議長の許可をいただきましたので、通告により3項目質問いたします。

1項目め、平成27年8月、海津市で開催される岐阜県消防操法大会の準備状況は、2項目
め、8月8日開催された防災会議について、3項目め、海津市における人口減少対策につい
てを質問いたします。質問相手は松永市長です。

通告書を朗読する前に、議長にお願いいたします。通告書を受理いただきました後に、3
カ所間違いに気づきましたので、朗読中に訂正をさせていただき許可をいただきたいので
すが、よろしいでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） はい、わかりました。

○3番（赤尾俊春君） 最初に、平成26年8月3日、岐阜県大野郡白川村で開催された「第63
回岐阜県消防操法大会」で海津市消防団は、初優勝の偉業をなし遂げてくれました。出場さ
れた選手の皆さんはもとより、消防団幹部、団員各位、指導をされた消防署職員の皆さんに、
おめでとうございます、御苦労さまでしたとお祝いを申し上げますとともに、選手を支えて
いただきました御家族、自治会の皆様の御苦労に感謝をいたします。

来る11月8日に東京で開催される全国消防操法大会に岐阜県代表として出場されます選手
及び関係者の皆様は、体調には十分留意され、練習の成果を発揮されますよう、御健闘をお
祈りいたします。

また、8月20日未明、広島市安佐南区周辺で発生した土砂災害により、住宅崩壊と70余名
のとうとい命が失われました。御家族、御親族の皆様に深く哀悼の誠をささげ、一刻も早い
復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、1点目の質問をいたします。平成27年8月2日、海津市内で開催予定の岐阜県
消防操法大会会場の進捗状況についてお尋ねいたします。

海津庁舎周辺で開催され、メイン会場は海津グラウンドが予定されていると聞きましたが、
予定どおり進んでいますか。

2点目の質問をいたします。8月8日に開催された防災会議についてお尋ねいたします。

海津市は、合併して平成27年3月で10年の節目を迎えます。合併直後、議員各位から防災

会議の開催を強く要望されていました。合併から9年6カ月の間、海津市では大きな災害もなく過ぎてきました。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、東北各地に大きな被害をもたらし、3年6カ月がたった今も復興の兆しが見えていませんし、原発事故も終息していません。

平成26年は日本各地で風水害による家屋への浸水、倒壊、集中豪雨による土砂災害が発生し、自治体の危機管理、安全管理が問われる年でもあります。身近なところでは、岐阜県飛騨地方で発生しました土砂災害と質問通告書に書きましたが、この場で「土砂災害」を「集中豪雨による豪雨災害」に訂正をさせていただきます。自然界の猛威に恐怖を感じたのは私だけでしょうか。

8月20日の未明に広島市安佐南区周辺で発生した土砂災害、多数の死者、行方不明者がおられました。警察、消防、自衛隊の昼夜にわたる捜索が実施されたが、雨が降り続き、2次災害の発生が予想されたため、たびたび中断、本格的に捜索を開始できたのは1週間後だったそうです。こうした災害が発生すると、多くの人命が失われてしまいます。

海津市では、本年度から危機管理局が設置され、住民の生命・財産をあらゆる災害から守る使命を持つ防災組織（警察・自衛隊・消防署・自主防災組織）のさらなる連携強化を図るための頭脳集団と期待するものです。

今回の防災会議は、3つの部会の設置案が示され、部会内で詳細な協議が行われ、市民の安全・安心につながる会議になることを望みます。海津市では、土砂災害の危険区域、箇所の把握はされていますか。

防災会議録及び資料を拝見しました。実に詳細な資料が提出され、会議が進行されていました。防災会議条例の一部改正や災害基本法改正に伴い、平成26年4月に新ガイドライン（案）が公表され、「土砂災害避難判断マニュアル・伝達マニュアル」の改定案が示され、3部会の設置等の議案とともに承認されています。

そこで、市長にお尋ねいたします。

資料にある海津市の洪水を対象とした避難勧告の発令に着目したタイムラインは、海津市民向けに示されるマニュアルでしょうか、防災関係機関の連絡調整用のマニュアルですか、お答えください。

海津市は、地震発生後の液状化が大きな問題と考えるが、設置される部会のどこで検討されますか。

3点目の質問をします。8月19日の新聞紙上に人口減少対策研究会を岐阜県と大野町職員が参加し、開催されたと報道されたと通告書に書きましたが、申しわけございません、神戸町職員の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

これは有識者らでつくる政策発信組織「日本創成会議」、東日本大震災後に組織されたグ

ループでありまして、座長は元総務大臣、増田寛也氏であります。

このグループが2010年から2040年の若年女性減少率により、全国市区町村自治体が消滅可能性都市として896市町村にも及ぶとの試算が発表され、特に20代から30代の女性が都市部へと流出しており、少子化問題と重なるので、地方の人口は高齢化・過疎化し、2040年ごろには若い女性の人口が半分以下になる自治体が、先ほど申し上げましたが、896市区町村になると推計が発表されたことに伴う研究会の立ち上げと報道されました。

日本創成会議のホームページ、人口減少と消滅可能性都市の一覧に岐阜県内では17自治体の名前が記載され、海津市も含まれております。研究会の立ち上げに参加した神戸町と、これも「大野町」ですが、「神戸町」に訂正をお願いしたいと思います。神戸町と同じパーセントでございまして、先ほども橋本議員からの質問にありましたが、57.3%です。

このような経過を踏まえ、3点お尋ねいたします。

1点目、海津市として人口減少問題を検討していますか。

2点目、人口減少問題を検討されている部署、組織は。

3点目、検討されていないのであれば、人口減少問題研究会の設置予定は。

海津市の人口調べ、平成26年7月31日現在、平成26年8月19日作成の資料によりますと、我が市の人口は3万7,080名です。外国人も含めた数字であります。合併時の人口は約4万1,000人と記憶していますが、約4,000人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来推計人口を公表、2010年から2040年までの5年刻みの推計人口を発表しています。

海津市の人口推計は、2010年は3万7,941人、来年、2015年は3万6,236人、2020年は3万4,529人、2030年は3万617人、26年後の2040年は、2万6,290人と推計されています。こうした数字は予測です。現実はずっと人口減少が加速し、10年後、2050年の海津市の人口は、3万人を割る数字が出てくるのではないかと懸念するのは私だけでしょうか。

人口減少問題は、早くから研究会を立ち上げ、海津市の方針を決定し、人口減少に備えなければならないと思います。例えば、海津市で生まれ育った子どもたちが成人し、海津市で家庭を持てるような環境整備を進めなければならないと考えます。名古屋市、岐阜市、大垣市、桑名市の通勤圏である海津市は、絶好の環境と考えるが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 赤尾俊春議員の1点目の、県消防操法大会準備についての御質問にお答えします。

平成27年度に本市で開催いたします「第64回岐阜県消防操法大会」開催に係る会場整備等

の進捗状況についてでございますが、5月21日の議員全員協議会において担当課が説明しましたとおり、現在、操法大会開催会場を海津庁舎南の海津グラウンドを主会場として、慰労会場、バザー会場、検尺・点検エリアに加えて、駐車場についてもこの周辺に配置できるよう、まずは消防協会内で検討と調整を進め、専門部会へのたたき台として取りまとめを行い、操法大会開催に係る来年度予算を本市の威信を損なうことなく、無理・無駄のないように進めてまいります。

進捗状況としましては、現在、企画・競技・交通のそれぞれの専門部会での予算確定に必要な事項のたたき台を取りまとめており、今月中旬までには各専門部会を開催し、10月中旬までには実行委員会を開催する予定をいたしております。

2点目の8月8日に開催された防災会議についての御質問にお答えします。

海津市内の土砂災害の危険地区・危険箇所について、土砂災害警戒区域は64カ所、土砂災害特別計画区域は49カ所ございます。これは急傾斜地の崩壊危険箇所、土石流危険箇所を危険度によって警戒区域と特別警戒区域に区分しております。全て海津市土砂災害ハザードマップに記載されております。

次に、海津市の洪水を対象にした避難勧告の発令等に着眼したタイムラインについてです。

今回の防災会議には、土砂災害に関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルと御質問の台風接近時の洪水を対象としたタイムラインを議題として上げさせていただきました。これは、大型台風の接近やゲリラ豪雨の多発による土砂災害の発生に対して市民の皆さんにもわかりやすい判断基準や流れを明確にしようというものであり、当然、市民の皆さんに向け公表し、説明していく考えでございます。

このうち洪水を対象としたタイムラインにつきましては、国土交通省が主体となって進めたものであり、現時点におけるスーパー伊勢湾台風規模の大型台風接近時や、台風接近前から長雨が続いた場合など、危険度の高い場合に活用するためのタイムラインとなっています。スーパー台風に備えて、行政の枠組みを超えた広域避難も検討されている中で、市民の皆さんには早目の避難が最も重要であるというスタンスのもと、避難所の開設や情報伝達環境を整備してまいりたいと考えております。

なお、国では、現在浸水想定等を見直しており、今後、タイムラインにつきましても見直される可能性があることを御承知おきください。

続きまして、防災会議の部会についてですが、液状化対策をどの部会で検討していくのかについてですが、現在、第1部会では予防対策（防災都市づくり・緊急輸送の環境整備）、第2部会、人命保護（災害時要援護者対策・応急医療対策）、第3部会は活動体制（応急活動体制・情報の収集伝達・消防団組織の活動体制）について検討していただきたいと考えているところであります。

このうち液状化対策は、第1部会の防災都市づくりに含まれるのではないかと存じます。それぞれの部会には、専門的立場から指導・助言をいただくアドバイザーに加わっていただく予定であり、議論が実のあるものとなるよう大きな期待を抱いているところであります。

3点目の海津市における人口減少対策についての御質問にお答えします。

橋本議員の質問でお答えした点と重複するところもございますが、当市では、平成19年に市民参画によるまちづくりを推進するため、海津市まちづくり委員会を設置し、その分科会として、平成21年、平成22年の2カ年にわたりふるさと定住促進に向けた調査・検討がされ、報告書の提言をいただきました。

市の最上位計画である海津市総合開発計画では、人口減少に歯どめをかけることを最重要課題としており、まちづくり委員会の提言を生かしながら、企業誘致、職業紹介所の設置などによる雇用の場の確保や、結婚祝い金の贈呈、かいづ夢づくり協働事業の婚活事業への助成、特定不妊治療費助成、子宝祝金の贈呈、子育て支援サイトの開設、小学校区での留守家庭児童教室の開設など、各種子育て支援策などを展開しているところでございます。

最初の1点目、海津市として人口減少問題を検討していますかですが、岐阜県が立ち上げました岐阜県人口問題研究会の海津市部会として、県と共同して実践的な人口問題の研究を行うため、第1回人口減少問題研究会海津市部会を8月26日に岐阜経済大学の竹内副学長や県統計課よりオブザーバーを迎え、開催しております。

次に、人口問題を検討される部署・組織はですが、雇用、環境、育児、教育、交通、住宅など多岐にわたってかかわってくる問題であることから、総合開発計画を策定しております企画財政課で担当し、人口問題研究会につきましても企画財政課が担当しております。第1回目は、組織の検討期間等が十分でなく、こども課、商工観光課で構成し、開催いたしましたが、今後、市の組織を横断的に中堅職員を中心としたプロジェクトチームを編成し、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、検討されていないのであれば人口減少問題研究会の設置予定はですが、さきのお答えのように、既に研究会を立ち上げ、第1回を開催したところでございます。

議員御指摘のように、人口減少問題は非常に懸念する問題であると認識をいたしております。本市独自の課題としては、就学、就職、結婚に伴う都市部への流出による社会転出で、海津市で生まれ育った子どもたちが海津市に住んでいただけるような政策展開を検討していく必要があると考えております。

内閣府では、27年度予算要求において若年層の都市部集中に対応した、企業の本社機能の地方移転促進するための税制措置や、家族関係や地域のつながりに対応した3世代同居・近居に係る軽減のための税制措置を要求しており、国・県の支援制度、対策を踏まえながら、転入促進、転出抑制に向けた事業展開や、さらなる人口減少対策を図ってまいりますので、

御理解賜りますようお願いいたします。

以上、赤尾俊春議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、1項目めの海津市で開催予定の岐阜県消防操法大会の準備状況でございます。それについてお答えをいただきましたが、随時進めていただいているということでありがたいなと思っておりますが、希望としては、せっかく海津市で開催されるわけでございますので、選手諸君は一生懸命練習も現在してくれております。そういった観点から、会場整備はできるだけ早く完了し、いわゆる地の利を生かせるような整備をしていただけたらと思っております。これは要望でございますので、質問ではありませんのでお願いをいたします。

2点目の再質問でございます。今回の防災会議について市長から答弁がありました。今回、新しく3つの部会が設置されるということでございます。従来、防災会議というのは私も参加をさせていただいたことがあります。防災組織の役割といいますか、備品のある場所とか、そういったことの定義を議決いただくというような形で、なかなか中身について詳細な検討をいただく場所がなかったということでございまして、今回、危機管理局ができたこともきっかけとなったのかもわかりませんが、そういった細部にわたり検討いただける部署ができたということで喜ばしく思っておりますが、これについて担当部署等々が今市長から説明がありましたが、それぞれの部署の担当されるといいますか、協議される人数はどれくらいを考えておみえでしょうか、お答えください。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 現在のところ、お手元のほうに、それぞれ全協のときにもお配りさせていただいておりますが、構成案のところにあります。委員さん、それから専門委員さん、それからあとアドバイザーの方が加わるということで、状況に応じて変則的に変えていきたいというふうに考えておまして、決まった人数というのは、委員については上限が決まっておるわけなんです。専門委員については特段の決めでございませんので、随時ふやしたり、いろいろしていきたいというふうに考えておるところでございます。

赤尾議員がおっしゃるように、議論する場ということで私どもも最も重要なのはプロセスであるというふうに考えておまして、海津市の市民の皆さんの命を守るための協議が行われますように進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） 全協の折にも資料が提出されて、このような台風接近、上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令に着目したタイムラインということで、こうした資料が添付されてありました。さっと見ますと、私はまあまあわかるかなと思うんですが、これを市民向けに出しますと、うん、何だろうなというような形になるのではないかなと思います。

本来、タイムラインというのは、いつ、誰が、何をすべきかの工程を簡潔にまとめたものと理解をしておるわけですが、市民向けに出される資料、確かにこれだけのことをしながら、こういったタイムラインを出していますよということは大事かと思いますが、できるだけ簡潔にわかりやすいものにしていただけたらと私は願うものであります。それぞれの立場によってタイムラインは違うと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 今、御質問のとおりでございます、市民の皆さんの立場というのは、このタイムラインを見ていただきますと、一番右欄に住民等というところがありまして、住民の皆さんが行動していただく計画というのがあります。その辺を中心に、加工するなり何なりして市民の皆さんにわかりやすく御説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） ありがとうございます。

すばらしいタイムラインをつくっていただいても、これを市民の皆さんに周知していただき、自分たちの安全は自分たちで守ることができるようにするのが一番肝心なのかなと私はと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） おっしゃるとおりでございます、さきの何人かの議員の先生方からも市民への情報提供、あるいはわかるような説明をするようにということで御指導のほうをいただいておりますので、現在、各地で避難訓練なり、防災の研修会が行われておりますので、そういう折を利用して、今後周知していきたいと考えております。よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） ありがとうございました。

それでは、3項目めの再質問に参りたいと思います。

先ほど市長の答弁いただきましたように、我が海津市は10年で約4,000人ほど人口減少し

ております。こうして日本創成会議が全国の消滅可能性市町村が896と発表して以来、じゃないかなと思うんですが、第2次安倍内閣も日本創成会議の提言を受け、地方創生・国家戦略大臣に石破茂氏を起用し、地方の活性化を最重要課題の一つと位置づけ、まち・ひと・しごとの創生本部を置くと、地方を重視する政策に取り組むと発表されています。

特に海津市は、こんなことを住んでいて言うのも何ですが、やはり農振農用地、田園地帯でございまして、大きな会社、またそういった産業といいますと農業であります。そういったことから、これから爆発的に、いわゆる転入人口が多くなるというようなことはなかなか考えづらいのではないかなというようなことから、現状の人口を少しでも転出されないような環境整備といいますか、そういったことをしていかなければいけないのではないかなと思っております。

市長、先ほど答弁いただきましたように、海津市では子どもの教育を非常に熱心にやっていただいております。しかし、その成果といいますか、結果がなかなか出ておりません。それは先ほども言われましたように、発信不足というようなこともあるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 全く議員御指摘のとおりだというふうに思っております。先ほどもどうしたらうまく情報発信ができるのか、そのことをしっかり考えていきたいと、このように思っております。

1つは、いろんなところでいろんな施策を今やっております。これだけやってなぜふえないか。隣のまちへ行って、海津市の政策を全部宣伝してきたらふえるのではなかろうかというような、そういうことをやっていいのかどうか、問題がある。

ですから、いろんな形で情報発信をしっかりしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） やはりそういった情報発信、また海津市に住んでいる人たちがそういったことを共有できる発信をしていかないとだめだと。よその市町に行くのではなくて、海津市内の皆さんに、こういう海津市は重点的な施策をしておりますよということを発信していくのも大事なことはないかなというふうに考えます。

また、1つ例として御紹介するわけですが、平田青年クラブのメンバーが中心になって、「平田っ子自然と遊び隊」と称しまして、各務原市の少年自然の家で子どもたちを合宿させて自然環境の中で集団生活をしながら楽しく遊ばせたいというようなことで、もう2年にわたって実施してくれております。

これは、最初、参加者の応募が60名だったんです。60名はとても預かり切れないということで、48名に制限して1回目はされたそうです。2回目は、クラブの50周年記念ということもありまして、参加者73名で各務原市の少年自然の家で1泊の合宿をされたと。

それで、子どもさんは、5年生、6年生が対象でございますので、皆さんのアンケートをとると、五、六年生であるんですが、6年生の子は中学になっても行きたいとアンケートに答えておったそうです。

こうしたことも、海津市の子ども世代のお父さんが元気な姿をその小学生に見せて郷土愛を育てるということも大事な人口増加につながることはないかと私は考えますが、市長、どう思われますか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 平田青年クラブ、大変精力的にいろんなところで活躍をしてくれておると理解しております。

その中で、先ほど御紹介がありました、地域に自信を持つ、子どもたちが育ったふるさとに自信を持つと、そういったことが大事であろうと思っております、そういったところの体験を子どものうちにしていくということが大事であろうと思います。したがって、大変すばらしい事業を展開していただいております。

私も頑張ってくださいと一生懸命お願いをしているわけではありますが、地域に自信が持てる子どもたちを育てることがふるさとに自信を植えつけることだと、そのことがこの地域で仕事をしていこう、あるいは生活をしていこうと、そういうようにつながるように、やっぱり我々も努力していかなければいけないと思っておりますし、そのことを実践してくれている平田青年クラブには心から敬意を感じます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） ありがとうございました。

今後とも、そうした組織の助成といいますか、支援をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） これで赤尾俊春君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（川瀬厚美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、予定された一般質問は全て終了いたしましたので、あす9月10日は休会とし、次回

は9月26日午前9時に再開しますので、よろしくお願いいたします。

御苦労さまでございました。

(午後3時45分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 26 年 9 月 26 日

議 長 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博

